



2011年 6月 20日(月)

## ボン気候変動会議サマリー

2011年6月6日 - 6月17日

国連気候変動会議がドイツ・ボンにて2011年6月6日から17日まで開催された。この会議で、実施に関する補助機関 (SBI) および科学的・技術的助言に関する補助機関 (SBSTA) の第34回会合 (SB) ならびに京都議定書附属書I国のさらなる約束に関する特別作業部会 (AWG-KP) 第16回会合・第II部およびUNFCCCの長期的協力行動に関する特別作業部会 (AWG-LCA) 第14回会合・第II部が行われ、約3500名が参加した。

会議の第1週はSBIとSBSTAの議題が中心となった。両機関の暫定議題には締約国の提案および決定書1/CP.16 (AWG-LCAの作業の成果) を踏まえた新たな項目が盛り込まれた。その多くの提案は論議を呼び、締約国は最初の3日間を議題と作業構成の議論に費やした。その後、一部の議題項目では作業を開始することで合意したが、新たに提案されていた議題項目のほとんどは今後の協議を待つ保留状態となった。最終的にはSBSTA閉会プレナリーで、影響・脆弱性・適応に関するナイロビ作業計画の下で水および包括的な水資源管理について気候変動の影響に関して新たに提案された項目を次回会合で検討することで合意した。その他、ブルーカーボンや自然の権利、生態系の完全性、農業に関する作業計画など、新たに提案された項目については何ら合意には至らなかった。

SBIの下では、カンクン合意で検討するよう定められた国別適応計画や損失・損害に関する新たな項目については作業が開始された。測定・報告・検証 (MRV) に関して提起された新議題項目は保留となったが、AWG-LCAの下で関連する作業が行われた。対応措置の実施に関する新たな提案項目も、議題の討議の中で取りあげられたため、SBI・SBSTA議長による対応措置実施の影響に関するコンタクトグループが行われた。

AWG-KPで焦点となったのは、京都議定書の第1約束期間が2012年末に失効した後の第2約束期間の問題で、未決着の政治問題や第2約束期間に行う新たな約束について様々な附属書I国が設定している条件などに議論が集中した。最初に途上国から反対の声があがったものの、土地利用・土地利用変化・林業 (LULUCF)、柔軟性メカニズムおよび方法論などを含む諸問題について技術的な作業も行われ、AWG-KP議長の修正提案 (FCCC/KP/AWG/2011/CRP.1) に記録された進展がみられた。またAWG-KP 16の一時停止と9月/10月に予定される会期間会合の再開が合意された。

AWG-LCAの下では初めて決定書 1/CP.16に基づく実質的な作業が開始され、適応、資金、技術、キャパシティビルディング、共有ビジョン、世界の長期目標の見直し、法的オプション および緩和関連の多様な問題について、コンタクトグループや非公式なグループでの作業が行われた。一部の問題では進展もあったが、その成果は相対的に小さく、南アフリカ・ダーバンのCOP 17まで多くの作業が残されたとの印象を受ける者が多かった。

### UNFCCCと京都議定書のこれまでの経緯

国際政治における気候変動への対応は1992年の気候変動に関する国連枠組条約 (UNFCCC) の採択に始ま

る。この条約は、気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため、大気中の温室効果ガスの濃度安定化を目指す行動枠組みを規定するもので、UNFCCCは1994年3月21日に発効、195の締約国が現在加盟している。

1997年12月、締約国は日本の京都で開催されたCOP3でUNFCCCの京都議定書に合意し、この中で先進工業国ならびに市場経済移行国が排出削減目標の達成を約束した。これらの国々はUNFCCCの附属書I国と呼ばれ、2008-2012年（第1約束期間）に6種の温室効果ガスの排出量を1990年比で平均5.2%削減することで合意し、各国がそれぞれ異なる国別目標を持つことでも合意した。京都議定書は2005年2月16日に発効し、現在193の締約国を有する。

2005年末、長期的な問題を検討するための第一歩が踏み出された。カナダのモントリオールで京都議定書の第1回締約国会合（COP/MOP 1）が開催され、議定書3.9条に基づきAWG-KPを設置。第1約束期間が終了する少なくとも7年前までに、附属書I国の更なる約束を検討することが義務付けられた。これに加えて、モントリオールのCOP 11では条約の下で長期的協力を検討するため、「条約ダイアログ」と呼ばれるワークショップをCOP 13までに4回開催することで合意した。

バリ・ロードマップ：2007年12月、インドネシアのバリ島でCOP 13及びCOP/MOP 3が開催された。交渉の結果、バリ行動計画（BAP）が採択され、緩和、適応、資金、技術移転という条約ダイアログで特定した長期的協力の主要4要素に特化した議論を行うことを定めたAWG-LCAが設置された。また、バリ会議では、バリ・ロードマップを合意し、条約と京都議定書に基づく2つの交渉トラック、そして2009年12月コペンハーゲンで開催するCOP 15及びCOP/MOP 5を交渉の終結期限とすることが決まった。

コペンハーゲン気候変動会議：2009年12月7-19日、デンマークのコペンハーゲンでCOP15及びCOP/MOP 5、第31回SBI及びSBSTA会合、ならびにAWG-KP10、AWG-LCA8の会議が開催され、世界110カ国を超える首脳らが12月16-18日のCOP及びCOP/MOP合同ハイレベル会合に出席した。

同会議では、透明性とプロセスをめぐる論争が目立った。ハイレベル会合では、主要経済国・地域およびその他交渉グループの代表で構成されるグループでの非公式交渉が行われ、12月18日深夜、交渉の結果として政治合意である「コペンハーゲン合意」が生まれ、その後、COP全体会合での採択に向けて提出された。その後の13時間で同合意について政府代表団による討議が行われ、これを将来のより良い合意を確実にするための一段階として採択することに多くの国が賛成したが、一部の途上国が「この合意は“不透明”かつ“非民主的”な交渉プロセスを通じて成立したものだ」として反対を唱えた。しかし、最終的にはコペンハーゲン合意に「留意」することでCOPが合意した。また、コペンハーゲン合意への賛同を示すための締約国向けのプロセスが設置され、2010年中に140以上の締約国が賛同の意を示した。また80ヶ国以上が自国の排出削減目標やその他の緩和行動に関する情報提供を行った。

コペンハーゲン気候会議の最終日には、COP及びCOP/MOPがAWG-LCA及びAWG-KPの期限を延長することで合意し、各AWGに対し、その成果をメキシコ・カンクンで開催されるCOP 16及びCOP/MOP 6へ提出するよう要請した。

カンクン気候変動会議：2010年には4回の準備会合が行われ、カンクン国連気候変動会議が2010年11月29日-12月11日に開催された。前年のコペンハーゲンに比べると、カンクンに寄せる期待は控えめではあった

ものの「バランスのとれた決定書パッケージ」の合意を期待するものも多く、法的拘束力を有する成果を期待する者さえ見られた。会議の末、カンクン合意がまとまり、両交渉トラックの下での決定書が盛り込まれた。

条約トラックの下では、決定書 1/CP.16で、2°C 目標を達成するために世界全体の排出量を大幅に削減する必要があると認識された。また、締約国は2015年までに目標の見直しを行い、1.5°C目標を視野に入れつつ世界の長期目標の強化を検討することで合意した。また、先進国と途上国がそれぞれ連絡を図り、排出削減目標および各国ごとの適切な緩和行動(NAMA)について留意し(FCCC/SB/2011/INF.1及びFCCC/AWGLCA/2011/INF.1、ともにカンクン後に発表されたもの)、これらをワークショップで議論することに合意した。さらに、決定書 1/CP.16では、測定・報告・検証(MRV)や、途上国の森林減少・森林劣化由来の排出削減および森林保全の役割、途上国における持続可能な森林管理および炭素貯蔵(カーボンストック)の強化(REDD+)など緩和に係るその他の側面も取り上げられた。

また、新たな制度やプロセスの発足についても合意がみられた。カンクン適応枠組みや適応委員会、技術執行委員会および気候技術センター・ネットワーク(CTCN)を含む技術メカニズムの設立などの合意である。資金問題については、決定書 1/CP.16により、グリーン気候基金(Green Climate Fund)が創設され、これを条約の資金メカニズムの新たな運営機関と定め、24名の理事により構成される理事会で管理することとした。基金の細かな設計については移行委員会を発足して任務にあたることで締約国が合意し、資金メカニズムに関してはCOPを支援する常設委員会が設置された。また、2010-2012年には早期開始資金として先進国が300億米ドルを供与すること、さらに2020年までには合同で年間1000億米ドルを動員するという約束が認識された。

議定書トラックの下では、カンクン合意の一部を構成する決定書 1/CMP.6の中に、AWG-KPの作業を完了させ、その成果は可及的速やかにCOP/MOPで採択し、第1約束期間と第2約束期間の間で空隙が生じないように間に合わせるとの合意が盛り込まれた。また、附属書I締約国に対しては、IPCC第4次評価報告書で特定された排出レンジに一致するような排出削減総量を実現させるべく、附属書I国の排出削減目標の野心レベルを引き上げるよう要請した。さらに、土地利用・土地利用変化・林業(LULUCF)に関して決定書 2/CMP.6が採択された。

また、南アフリカ・ダーバンで2011年11月28日から12月9日に開催される国連気候変動会議までの間、2つのAWGの期限を延長することとなった。

バンコク国連気候変動会議: カンクン後の2011年4月3-8日、バンコクで2つのAWGの作業が開始された。準備会合として2つのワークショップが開催され、先進国全体の排出削減のための数値目標ならびに途上国によって提出された緩和行動が取り上げられた。新しい技術メカニズムに関する専門家ワークショップも会合中に開催された。AWG-LCAでは、バンコク会合をカンクン後の議題に関する手続き上の議論に費やした。一週間の交渉を経て、ボンでのAWG-LCA 14再開会合の作業のたたき台となる議題が合意に至った。AWG-KPの下では、議定書トラックの下で進展が阻まれている主要な政策課題に焦点があてられた。

## ボン気候変動会議報告

国連気候変動会議は2011年6月6日月曜日朝、ボンで開会した。本報告書では、下記の4つの会議体におけるそれぞれの議題の議論をまとめる：

É 科学的・技術的助言に関する補助機関(SBSTA)の第34回会合

É 実施に関する補助機関(SBI)の第34回会合

É 京都議定書附属書1締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ(AWG-KP)の第16回再開会合

É 条約の下での長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ(AWG-LCA)の第14回再開会合  
科学的・技術的助言に関する補助機関

SBSTA開会プレナリーは、6月6日月曜日に開催され、Mama Konaté(マリ)が引き続き議長を務めた。開会ステートメントで、アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、AWG-LCAからSBSTAへ「未解決の問題を送り込む」ことに警告し、AWG-LCAは、SBSTAが検討権限を有する特定の問題に関し、概要をつかんでおく必要があると述べた。G-77/中国はダーバン会合の前に補助機関(SB)の別の会議を開催するよう求めた。

コンゴ民主共和国はアフリカグループの立場で発言し、小島嶼諸国連合(AOSIS)の立場で発言したグレナダとともに、従来からSBSTAの議題書に記載される項目に関する作業を開始し、その一方、提案された新規議題項目に関しては協議するよう提案した。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、途上国における非森林化および森林劣化より発生する排出量の削減(REDD)ならびに影響、脆弱性、適応に関するナイロビ作業計画(NWP)に対するSBSTAの作業の重要性に焦点を当てた。

ガンビアは後発発展途上国(LDCs)の立場で発言し、研究ならびに体系的観測、LDCsでの適応実施を支援するNWPの強化に焦点を当てた。AOSISは、NWPの下での作業を加速化する必要があると強調した。スイスは環境十全性グループ(EIG)の立場で発言し、途上国における非森林化および森林劣化から発生する排出量削減に関し、手法論の論議をする必要があると強調し、森林の保全および持続可能な管理、そして途上国での森林炭素貯留量の強化(REDD+)の役割を強調した。パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合 (Coalition of Rain Forest Nations) の立場で発言し、REDD+に関する決定書1/CP.16における進捗状況に注目したが、セーフガードに関するガイダンスが重要であると指摘した。

事務管理上、組織上の問題：締約国は、暫定議題書(FCCC/SBSTA/2011/1)新規項目に関するそれぞれの提案について説明した。多数の提案が提示された：

É 農業に関する作業計画(ニュージーランドおよびカナダ)；

É ブルーカーボン：沿岸部生態系(パプアニューギニア)；

É 自然の見地および生態系の十全性(ボリビア)；

É 対応措置実施の影響に関するフォーラム(サウジアラビア)；

É 水資源および水資源統合管理に関する気候変動の影響(エクアドル)。

締約国は、議題書に新規項目を入れるかどうか、入れる場合はどの項目を入れるかで意見が分かれた。SBSTA議長のKonatéは、アフリカグループおよびAOSISの提案のとおり、新規項目を保留とし、議題書に入れるかどうか協議すると同時に、他の議題項目の作業の進展を図るよう提案した。同議長は、SBI議長の

Robert Owen-Jones (オーストラリア)が対応措置の経済的社会的影響結果に関する議題項目に代わり、対応措置実施の影響に関するフォーラムの議題項目とする提案について協議を行ったと説明し、そこでの解決策をSBSTAでも取り入れることができると述べた。多数の締約国がこの手法を支持した。

ボリビアは、REDDに関する議題項目を保留し、その題目も「森林に関する措置」と広範なものに拡大するよう提案した。コロンビア、マレーシア、ガイアナ、スリナム、オーストラリア、コスタリカはこれに反対した。パプアニューギニア、ガイアナ、コスタリカは議題項目の題目の変更反対した。ボリビアは、これに応じて、「REDDおよび森林関連の行動」という名称を提案した。ボリビアは、満場一致で採択されていないカンクン合意から発する議題項目を入れることは受け入れられないと指摘した。

締約国はREDDに関する意見の不一致を解決できず、SBIおよびSBSTAでの対応措置に関する議論の進め方でも意見の不一致が残ったことから、SBSTA開会プレナリーは中断され、この日の残りの時間、および6月7日、8日中、中断されたままであった。

6月9日木曜日の朝、SBSTAプレナリーは再開され、SBSTA議長のKonatéは改定された暫定議題書(FCCC/SBSTA/2011/L.1)を提出した。同議長は、REDDに関する議題項目を「REDD+に関係する活動の手法論ガイドランス」と改定することで合意したと報告した。さらに同議長は、SBI議長およびSBSTA議長がSB 34および35において、対応措置実施の影響に関する特別イベントおよびフォーラムを開催すると発表し、このフォーラムは、コンタクトグループ形式となると発表した。締約国は、他の議題項目の作業を開始する一方、水資源、ブルーカーボン、農業、自然の権利と生態系に関し提案された新規議題項目は保留とし、Zitouni Ould-Dada (英国)を進行役とする追加の非公式折衝の成果を待つことで合意した。

6月16日木曜日、進行役のOuld-Dadaは、SBSTA開会プレナリーに対し、締約国が水資源に対する気候変動の影響および水資源統合管理を権利についてNWPの議題項目の下で議論することで合意したと報告した。同進行役は、農業に関する作業計画、あるいは自然の権利および生態系の十全性に関しては合意に達していないが、ブルーカーボン関係の問題は研究ならびに体系的観測に関する議題項目の下で議論すると広範な合意が得られている。ただし一つの締約国が反対している と報告した。

水資源に関する影響問題の進め方を明確にする非公式協議が短時間行われ、その後、締約国は、水資源に関する気候変動の影響および水資源の統合管理について、SBSTA 35においてNWPの議題項目の下での議論に合意し、これを会議報告書に記載することで合意した。

ブルーカーボン問題に関し、パプアニューギニアは、研究ならびに体系的観測の議題項目に、マングローブ、潮間帯塩性湿地、藻場を含めるよう求め、多数の途上国締約国がこれを支持した。SBSTA議長のKonatéは、広範な合意があると指摘し、沿岸部生態系をSBSTAの議題に含める意思があるかどうか、締約国に質問した。ボリビアはベネズエラとともに、これに反対し、この提案は研究項目の名の下で新しい市場メカニズムを入れようとする「姑息な」提案であるとされた。さらに非公式協議を重ねた後、進行役のOuld-Dadaは、締約国は合意に達することができなかったと報告し、マングローブ、潮間帯塩性湿地、藻場は研究ならびに体系的観測の議題項目の下には入れられなかった。SBSTAは議題書(FCCC/SBSTA/2011/L.1)を改定し採択した。

また締約国はCollin Beck (ソロモン諸島)をSBSTA報告官に選出することで合意した。

ナイロビ作業計画：この問題(FCCC/SBSTA/2011/INF.2 and MISC.3)は、最初に6月9日木曜日のSBSTAプレナリーで議論された。続いて、Kishan Kumarsingh (トリニダードトバゴ)とDonald Lemmen (カナダ)を共同議長とするコンタクトグループ、非公式協議でも議論された。

8回の一連の会合において、締約国は、NWPの将来および現在行われているレビューについて議論し、活動の成果に基づくSBIへの情報および助言の提供を検討し、将来の作業計画での活動を定義した。SBSTAプレナリーは、6月16日、結論書を採択した。

**SBSTA結論書**：SBSTAは、結論書(FCCC/SBSTA/2011/L.13)において、決定書2/CP.11(影響、脆弱性、適応に関する5か年作業プログラム)の要請の通り、NWPのレビューを行ったと認識する。またSBSTAは特に次のことを行う：

- É 組織の行動プレッジ、およびプレッジの実施に関する情報のSBSTAへの提出、締約国の理解、評価、意思決定を改善するための支援など、更なる努力を奨励する；
- É SBIにおける作業を支援し、適応委員会において将来可能な作業を支援するため、影響、脆弱性、適応に関する科学情報、技術情報を提供する必要があると認識する；
- É 事務局に対し、次の項目を行うよう要請する：影響、脆弱性、適応に係る製品の普及におけるニーズの優先度を明確化するため、調査を行う；生態系をベースにした適応手法に関する情報の取りまとめ；水と気候変動の影響および適応戦略に関するテクニカルペーパーを作成する；SBIと最も関連性のあるNWPの成果を検討するため、SBSTA/SBI合同ワークショップを開催する；
- É 次の段階の期間の長さおよび活動を決定するため、さらなる作業が必要な分野を検討することで合意する。
- É 締約国に対し、予定されるNWPの最新の活動について、2011年9月19日までに、事務局に提案を提出するよう求める。

**REDD+に関する手法論ガイダンス**：この問題は、6月9日木曜日、SBSTAプレナリーで初めて議論された。その後、Peter Graham (カナダ)とVictoria Tauli-Corpuz (フィリピン)を共同議長とするコンタクトグループ会合、非公式協議でも、COP 17で議論される必要がある問題として議論された。その主題は次のとおり：森林の基準レベルと森林の比較対象排出量レベル；MRV；決定書1/CP.16の付録にセーフガードを盛り込む方法に関する情報提供システムについてはREDD+活動実施において議論され、尊重されるべきである。

COP 17で議論されるべき問題に関し、パプアニューギニアは、米国、ガーナ、オーストラリア、インドネシア、欧州連合(EU)、ガイアナ、スイスとともに、作業計画に関する決定書1/CP.16の付録を議論の基礎とすべきと述べた。ボリビアは、森林に関する総合的なビジョンが必要であり、議論に先住民を参加させる必要があると強調した。EU、パプアニューギニア、その他は、ダーバン会合前のワークショップを支持したが、ブラジルは、議論される問題のうち特定のものについては技術的な専門性が求められるとし、技術専門家グループの結成を提案し、スリナムやその他もこれを支持した。結局、ボンでは、決定書1/CP.16に規定する問題を議論することとし、技術専門家の会合を、ダーバン会合前も含めて計画することが決定された。ボリビアは、関連する利害関係者がこれらの会合に参加できるようにすべきだと明言した。

セーフガードに関する情報システムについて、締約国は、透明性、正確性、国情への適応性、規則性、予

測可能性、一貫性、比較可能性など、このシステムの原則を特定した。一部の締約国は、セーフガードの報告に国別報告書の利用を支持した。

また締約国は、各国の森林排出量参照レベル、森林参照レベルについても議論した。ある締約国は、参照レベルは森林面積および炭素貯留量の変化を評価する基準として用いられるべきだとし、他の締約国もこれを支持した。しかし、多数の締約国が、特に次の項目の明確化を求めた：森林排出量参照レベルと森林参照レベルの違いなどに関する定義づけ；国情に合わせた参照レベルの調整およびその定義方法；国内小地域の参照レベルと国内全体の参照レベルとの一貫性を確保；対象範囲の森林とはどういう森林か。

MRVに関し、数か国の締約国は、REDD+に関するMRVの要素については既にコペンハーゲンおよびカンクンで合意されていると強調した。締約国は、REDD+のMRVは次のようなものであるべきだと強調した：NAMAsのMRVに関する全てのガイダンスと一貫性がある；干渉的でなく主権、国情、能力を尊重する；透明性がある；柔軟性がある；費用効果が高い。ある締約国は、REDD+の対象範囲だが必ずしも排出を削減しない保全活動の概念におけるMRVについて明確化を求めた。別の締約国は、強制的なカーボンプールやガスに関する明確化が重要であると述べた。ある締約国は、国内でのリーケージを防ぐため、国家レベルでのMRVを支持した。あるものは、MRVシステム内のセーフガード検討を提案したが、別のものはこれに反対した。ある締約国は、MRVの目的は森林面積の測定であるべきだと指摘した。

共同議長は、結論書草案を提出した、この草案の附属書にはセーフガード、森林参照レベル、森林排出量参照レベル、MRVに関する手法の可能な要素が議論内容を反映する形で記載される。数か国の締約国は、附属書には締約国に共通する意見が反映されていないとし、この削除を支持した。しかし、多数の締約国が、附属書は議論を進める優れた土台を提供するとし、結論書草案には締約国の表明した意見が盛り込まれていると明記するよう提案した。ある締約国は、この文書を共同議長文書として扱うよう提案した。結局、附属書を保持するが、提出文書および今後の作業に関する一般的なガイダンスを記載するよう変更し、記載された問題を議論する場合には検討されるべき主要要素を明確化することで合意した。6月16日、SBSTAは結論書を採択した。

**SBSTA結論書**：結論書(FCCC/SBSTA/2011/L.14)において、SBSTAは：

É SBSTA 35での検討が確定した問題に関し、締約国および承認されたオブザーバーに文書提出を求める；  
É 事務局に対し、資金にもよるが、REDD+活動に対するメタガイダンスに関する技術専門家会合を計画し、これにはSBSTA 35会合前のものも含めるよう求める。

結論書には、提出文書に対する一般的なガイダンスおよび次の項目に関する将来の作業について記載する附属書が含まれる：決定書1/CP.16付録I記載のセーフガードの議論方法およびこれを尊重する方法に関する情報提供システムのガイダンス；森林排出量参照レベルおよび森林参照レベル関連の方式；決定書1/CP.16付録IIに記載するMRVの方式。

技術開発および技術移転：この問題は、2011年6月10日金曜日のSBSTAプレナリーで最初に議論された。SBSTA議長のKonatéは、技術メカニズムの設立および技術移転に関する専門家グループの任務終了は決定書1/CP.16で合意していると指摘した。続いて、Carlos Fuller (バリーズ)とZitouni Ould-Dada (英国)が非公式協議を開催した。SBSTAは6月16日、結論書を採択した。

**SBSTA 結論書**：結論書(FCCC/SBSTA/ 2011/L.10)において、SBSTAは、技術的ニーズ評価(TNA)プロセスで明らかとなったプロジェクトの実施に関し、近未来の予測を進めるため、各プロジェクトは既存の方法やそれを強化した方法を用いて、可能な限り広範に資金供給となりうるものに提示されるべきだと指摘する。さらにSBSTAは、TNAsは新しい技術メカニズムの下での活動に役立つ情報を提供できると指摘する。SBSTAは、非附属書I締約国による技術移転プロジェクトへの資金調達準備に関し、2回の訓練ワークショップを計画し、この問題に関するオンライン訓練コースの実験の進捗状況を報告するよう、SBSTA 33において事務局に要請したと想起し、締約国および関連組織に対し、このような活動のタイムリーかつ効果的な計画化のため、資金援助を行うよう求める。

研究ならびに体系的観測：SBSTAは、2011年6月10日金曜日のプレナリーでこの問題(FCCC/SBSTA/2010/MISC.12, FCCC/SBSTA/2011/MISC.1, MISC.4, INF.1 and INF.6)を取り上げた。その後、Sergio Castellari (イタリア)およびDavid Lesolle (ボツワナ)を進行役とする非公式協議で議論された。

本議題項目に関し、2回のSBSTA特別イベントが計画された：一つは、2011年6月2-3日、ボンで開催された最近の気候変動に関する研究と現行の活動に関する研究ダイアログの会合前ワークショップ(FCCC/SBSTA/2011/INF.6)；もう一つは、関連研究活動に関する会合期間中ダイアログである。ダイアログのサマリーは右記参照：<http://www.iisd.ca/vol12/enb12505e.html>

6月16日、SBSTAは、結論書を採択した。

**SBSTA 結論書**：結論書(FCCC/SBSTA/ 2011/L.4)において、SBSTAは特に次のことを行う：

- É 条約に関係する研究面のニーズにおける進展を指摘し (決定書 9/CP.11)、
- É 各組織、プログラム、機関による気候変動研究への参加拡大に感謝し、
- É 科学者社会および気候情報の利用者間のコミュニケーションおよび相互作用を改善する必要があると強調し、
- É 条約6条の下で実施される活動によりアウトプットおよび研究が推進される意義を強調し、
- É 途上国からの研究成果の入手可能性を高める必要があると強調し、
- É 追加のワークショップを計画するよう事務局に要請し、
- É 締約国に対し、2011年9月19日までに研究ダイアログに関する意見を提出するよう求める。

対応措置実施の影響に関するフォーラム：提案された新規議題項目に関する非公式協議の後、締約国は、この問題 (FCCC/SB/2011/MISC.2)をSBSTA議題に含め、その題目に決定書1/CP.16、パラグラフ93の表現を反映させることで合意した。SBSTA議長のKonatéは、最初にSBI議長およびSBSTA議長が対応措置実施の影響に関するフォーラムという特別イベントを開催すると指摘した。同議長は、この特別イベントに続き、両議長はSB 34およびSB 35のコンタクトグループとして会合するSBI/SBSTA合同フォーラムを開催すると述べた。

6月13日月曜日、対応措置実施の影響に関するSBI/SBSTAフォーラムという特別イベントが開催された。このフォーラムの冒頭、各締約国は気候緩和政策のマイナスおよびプラスの影響、対応措置に関する作業計画の可能性、当該作業計画の運用方法について、技術的なプレゼンテーションを行った。詳細情報は右記参照：  
see <http://www.iisd.ca/vol12/enb12509e.html>



6月14日と6月15日、SBI議長およびSBSTA議長は、このフォーラムを開催した。締約国は、最初、6月13日の特別イベントの状況ならびに報告書に何を記載するかに関し、意見交換を行った。アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、「圧倒的多数の」締約国が対応措置に関するフォーラム設置を支持していると、報告書に記載する必要性を強調した。サウジアラビアは、特別イベントは締約国間の単なる情報交換の場以上の特性をもたせるべきだと強調した。議長のKonatéは、特別イベントは対応措置に関するフォーラムという新しい概念について理解を深めるべく計画されたものだと明言した。

EU、米国、その他は、効率的に作業し、既存の議題項目に留意し、対応措置に関する作業の流れにも配慮する必要があると強調した。米国は、対応措置に関する議論を合理的にする必要があると指摘したが、G-77/中国はこれに反対した。G-77/中国は、先進国の対応措置が途上国に与える影響について、直接意見交換を行う場を設けるよう求めた。同代表は、このフォーラムでは特に貿易関係の特定の対応措置の設計について議論し、専門家からの技術的なインプットについて検討すると述べた。さらに、G-77/中国は、国別報告書など既存のチャンネルは対応措置のマイナスの影響結果に関する情報交換を行う場として不適當であると強調した。

6月17日金曜日、SBSTA閉会プレナリーは結論書を採択した。オーストラリアは、今回は対応措置の議論に不釣り合いなほど時間を費やしていると強調した。

**SBSTA結論書**：結論書 (FCCC/SBSTA/2011/L.16)において、SBSTAは、  
É 対応措置に関する作業計画の運用開始の手法採用を念頭に、作業計画作成の要素に関する提出文書およびフォーラム開催の可能性に関する提出文書に留意し、  
É この項目に関する見解を2011年9月19日までに提出するよう、締約国および関連組織に要請し、  
É 事務局に対し、特別イベントに関する報告書を作成し、SB 35において提供するよう要請し、  
É SB 35においてもこのフォーラムを継続することで合意する。

**議定書2.3条 (政策措置の悪影響)**：この問題(FCCC/SB/2011/1 and MISC.1)は、6月9日のSBSTAプレナリーで議論され、続いてAnastasia Theodorou (ハンガリー)およびEduardo Calvo Buendía (ペルー)が共同議長を務めるSBI/SBSTA合同コンタクトグループ会合および非公式協議でも議論された。6月16日、SBSTAは結論書を採択した。

議定書3.14条(対応措置の悪影響および影響)に関するSBI議題項目での関連の議論の概要を後に記す。(11頁参照)

**SBSTA結論書**：結論書(FCCC/SBSTA/2011/L.12)において、SBSTAは、事務局に対する合同ワークショップ開催の要請を想起し、このワークショップで議論される問題として、特に悪影響への理解を深めるための情報交換、および議定書2.3条と3.14条の実施プロセスにより悪影響を最小限に抑制することなどが挙げられた。

条約の下での手法論問題：国際航空輸送および海上輸送による排出量：この問題(FCCC/SBSTA/2011/MISC.5)は、6月10日、SBSTAプレナリーで初めて議論された。

締約国は、国際民間航空機関(ICAO)および国際海事機関(IMO)の報告を受けた。キューバは多数の途上国の立場で発言し、ボリビア、イラン、アフリカグループの立場で発言したケニアとともに、バンカー燃料対応行動は共通するが差異のある責任の原則に沿うべきだとし、この原則と矛盾する部門における市場メカ

ニズムは全て、コストを増大させ、貿易にも影響すると強調した。同代表は、気候変動への対応に関する歳入の流れを作るというIMOの案に懸念を表明したが、日本、米国、オーストラリア、ロシア、南アフリカ、クック諸島、パナマは排出削減に向けたIMOおよびICAOの努力を支持した。EUは、AWG-LCAの下でこの問題を議論することを支持した。

SBSTAは、6月16日、結論書を採択した。

**SBSTA結論書：**結論書(FCCC/SBSTA/2011/L.2)において、SBSTAは、ICAOおよびIMOが提供する情報および締約国の意見に留意し、ICAOおよびIMOに対し、SBSTAの今後の会合でもこの問題に関係する作業について報告するよう求める。

附属書I締約国の年次インベントリ報告書作成に関するUNFCCCガイドラインの改定：この問題(FCCC/SBSTA/2011/INF.4-5)は、6月10日、SBSTAプレナリーで最初に検討された。その後、Riitta Pipatti (フィンランド)およびNagmeldin Gootbi Elhassan (スーダン)が進行役を務める非公式協議でも議論された。SBSTAは、6月16日、結論書を採択した。

**SBSTA結論書：**結論書(FCCC/SBSTA/2011/L.3)において、SBSTAは次を行う：気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は、湿地に関する手法論補足ガイダンス作成の要請に応じたと認識する；事務局に対し、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)附属書Iの報告ガイドライン改定版の注釈つき草案最新版を作成し、附属書I国別報告書作成ガイドラインに関する作業計画第4回ワークショップに間に合わせるよう要請する；COP 17において決定書草案を作成すべく、UNFCCC附属書Iの報告ガイドライン改訂版の注釈つき草案の議論を続けることで合意する。

温室効果ガス(GHG)データインターフェース：この問題は6月10日、SBSTAで最初に検討された。その後、Erasmia Kitou (EU)が進行役を務める非公式協議で議論した。SBSTAは、6月16日、結論書を採択した。

**SBSTA結論書：**結論書(FCCC/SBSTA/2011/L.7)において、SBSTAは、GHGデータインターフェースにおける進展を指摘し、事務局に対し、利用者が決定する指標の計算方式の開発を終了させ、SBSTA 35までにデータベースの取りまとめと計算で得られた情報へアクセス可能にするよう要請する。またSBSTAは、事務局に対し、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)等量に加え、GHG排出量/除去量を物理単位で提示する可能性を、データインターフェースモジュールの該当個所に含めるよう要請する。

議定書の下での手法論問題：**HCFC-22/HFC-23**：この問題(FCCC/TP/2011/2)は、6月10日のSBSTA プレナリーで最初に検討され、その後Samuel Adejuwon (ナイジェリア) が進行役を務める非公式協議で議論された。SBSTAは、6月16日、結論書を採択した。

**SBSTA結論書：**結論書(FCCC/SBSTA/2011/L.6)において、SBSTAは、事務局作成のテクニカルペーパー、この問題に関するこれまでの結論、本会合期間中に締約国が表明した意見、に留意する。SBSTAは、SBSTA 35でもこの問題の議論を続けることで合意した。

クリーン開発メカニズム(CDM)の下での重要性基準：この新しい項目(FCCC/SBSTA/MISC.2 and Add.1; FCCC/TP/2011/4)は、CDMにおいて重要性および信頼度水準の概念を導入し、利用する可能性があるかないを検討するものである。6月10日のSBSTAプレナリーで最初に検討され、その後Peer Stiansen (ノルウェー) が進行役を務める非公式協議で議論された。

CDMの概念における重要情報の定義、ならびにCDMの下での重要性基準の可能な範囲および応用が議論の焦点となった。締約国は、認証および検証段階のいずれか、もしくはその両方において重要性基準を適用すべきかどうか検討したほか、だれが基準を適用すべきか、CDM理事会か、認証運用組織(DOEs)か、それとも両方か議論したが、どの問題でも合意に至らなかった。SBSTAは、6月16日、結論書を採択した。

**SBSTA結論書**：結論書(FCCC/SBSTA/2011/L.11)において、SBSTAは、附属書記載の文案に関し、第7回京都議定書締約国会議(COP/MOP 7)での採択に向け提案するとの観点から、これをSBSTA 35で検討すると合意する。さらにSBSTAは、重要性の概念をCDMの下で適用できるかどうか、これをどう定義づけるか、不確実性と重要性との関係および違いなどの問題に関し、2011年9月19日までに文書を提出するよう、締約国、政府間組織、承認オブザーバー組織、DOEsに求める。附属書には、重要性に関するカッコ書きの文案が含まれ、この中には、CDMの下での定義づけ、範囲、適用に関するオプションが含まれる。

温室効果ガスのCO<sub>2</sub>換算量を計算する共通計算方式：この問題は6月10日のSBSTAプレナリーで初めて議論された。続いて、Mikhail Ginarski (ロシア)が進行役を務める非公式協議で議論された。SBSTAは、6月16日、結論書を採択した。

**SBSTA結論書**：結論書(FCCC/SBSTA/2011/L.8)において、SBSTAは、別の共通計算方式および地球温暖化係数(GWPs)の利用における欠点に関し、IPCCが評価作業を行っていることを認識し、GWPsは明確に定義された有用な方式であるが、特定の政策目標を念頭に作成されたものではなく、政策目標によっては別の方式が望ましい場合もありうると認識する。また特定の状況においてはGWPsの利用に限界があることも認識する。さらにSBSTAは、事務局に対し、資金的に可能な場合、共通計算方式に関するワークショップを開催するよう要請し、SBSTA 36において、この問題に関する議論を継続することでも合意する。

CDMの下での炭素回収貯留：この問題は、6月10日のSBSTAプレナリーで議論され、その際、事務局はCOP/MOP 6の要請に基づき行われた活動について報告し、締約国はこの報告に留意した。

緩和の科学的、技術的、社会経済的側面：SBSTAは、6月10日にこの問題を取り上げた。その後、Frank McGovern (アイルランド)とAndres Flores (メキシコ)が進行役を務める非公式協議で議論された。6月16日のSBSTAプレナリーで結論書が採択された。

**SBSTA結論書**：結論書(FCCC/SBSTA/2011/L.9)において、SBSTAは、すでに実施されている作業に関する統合報告書、ならびにIPCC作成の再生可能エネルギー資源と気候変動の緩和に関する特別報告書を歓迎し、SBSTA 36においてこの問題を検討することで合意する。

他の国際機関との協力：この問題(FCCC/SBSTA/2011/INF.3)は、6月10日のSBSTAプレナリーで最初に議論された。事務局は、他のリオ条約およびNWPを通してのものなど国連システム内での協力に関し報告した。生物多様性条約(CBD)は、新しい2011-2020年生物多様性戦略計画、愛知生物多様性目標、リオ条約合同会議に関するCBD COPの提案など、関連する活動について報告した。砂漠化防止条約(UNCCD)は、適応、緩和、REDD+、資金、キャパシティビルディングに関するUNCCDおよびUNFCCC間の連携に焦点を当てた。SBSTAプレナリーは、6月16日、結論書を採択した。

**SBSTA 結論書**：結論書 (FCCC/SBSTA/2011/L.5)において、SBSTAは右記に留意する：UNおよび他の条約に貢献する政府間組織での活動をまとめた事務局作成の情報ペーパー；事務局の協力的活動およびイニシアティブの焦点；気候変動と取り組む努力に関するCBDおよびUNCCDのステートメント。

閉会プレナリー：SBSTA閉会プレナリーは、6月16日木曜日夜に開催された。締約国は会議報告書 (FCCC/SBSTA/2011/L.15)を採択した。

アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、特に行動重視のNWPを求め、NWPとSBIの連携強化が必要であると指摘した。EIGの立場で発言したスイスとEUは、SBSTAの議題に農業を含めることで意見が一致しなかったことは遺憾であると述べた。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、REDD+に関する強力な成果推進などカンクン合意に則った発展を求めた。

AOSISの立場で発言したグレナダ、LDCsの立場で発言したガンビア、アフリカグループの立場で発言しエジプトは、特に右記の項目での進展に焦点を当てた：NWP；技術開発および技術移転；研究ならびに体系的観測；対応措置実施の影響に関するフォーラム。インドは、気候変動緩和行動の名のもとに先進国が一方的な貿易措置をとることがあってはならないと強調した。SBSTA議長のKonatéは午後11時50分、SBSTA 34の閉会を宣言した。

#### 実施に関する補助機関

第34回SBI会合の開会プレナリーは、6月7日火曜日に開催され、Robert Owen-Jones (オーストラリア)が引き続き議長を務めた。

事務管理上、組織上の問題：SBI開会プレナリーは、当初6月6日に予定されていたが、議題書の協議を待ち、6月7日午後に延期された。SBI議長のOwen-Jonesは、締約国との長時間の協議に基づき暫定議題書改訂版 (FCCC/SBI/2011/1/Rev.1)が発行されたと説明したが、締約国は議題書全体を採択する準備が整っていなかった。同議長は締約国に対し、次の項目の議論開始を提案した：

- É 資金メカニズム；
- É 条約6条 (教育、訓練、啓発)；
- É 条約4.8条および4.9条 (LDCs関係問題およびブエノスアイレス作業計画に関する決定書1/CP.10)；
- É 議定書3.14条 (対応措置の悪影響)；
- É 技術；
- É 条約および議定書の下でのキャパシティビルディング；
- É 遵守に関する議定書の改定；
- É CDM理事会の決定に対する抗議；
- É 政府間会合のアレンジ；
- É 事務管理上、資金上、組織上の問題

SBI議長のOwen-Jonesは、その後に保留項目に関する協議を続けると述べた、この項目には、附属書Iおよび非附属書I締約国の国別報告書、国家適応計画、損失および損害、対応措置実施に関するフォーラムが含まれる。

ガンビアはLDCsの立場で発言し、決定書1/CP.16の規定によるLDCs国家適応計画に関する項目が含まれない議題書の採択に反対し、アフリカグループの立場で発言したコンゴ民主共和国、そしてニカラグアもこれを支持した。サウジアラビアは、対応措置実施に関するフォーラムという項目も含めるべきだと述べた。EUは、全ての項目を「一つの包括的なパッケージ」と考えるべきだとし、特定の項目の「切り離し」に反対して警告した。コロンビア、AOSISの立場で発言したグレナダ、オーストラリアは、議長案を支持した。オーストラリアは、「各国政府はさらに600万ドルも議題に費やす余裕はない」と強調した。

追加の非公式協議後、SBIプレナリーは6月9日に再開した。議長のRobert Owen-Jonesは、暫定議題書の改訂版(FCCC/SBI/2011/L.1)について次のように締約国に伝えた：非附属書I国別報告書記載の情報に関する小項目は保留のままとする；附属書I締約国の隔年報告書、非附属書I国別報告書の一部としての隔年報告書ガイドライン作成など、国別報告書の報告作成に関するガイドライン改訂版3(e)項および4(e)項の小項目は関連する脚注とともに議題書から削除される。同議長はさらに、対応措置実施の影響に関するフォーラムの項目について、SBIではSBSTAと同様の形で進めるとし、SBI議長およびSBSTA議長はSB 34および35において、このフォーラムをコンタクトグループとして開催すると明言した。

締約国は改定された議題書を採択し、作業構成書(FCCC/SBI/2011/L.1/Rev.1)についても合意した。ポリビアは、決定書1/CP.16は一つの条約締約国の明確な反対にもかかわらず採択されたとの記述を暫定議題書の脚注に入れるよう求めた。議長のOwen-Jonesはこの点は会議報告書に記載されると述べた。ツバルとバルバドスは、3(e)項および4(e)項の削除に失望感を表明し、AWG-LCAではこれらの項目を取り上げるとの保証を求めた。

開会ステートメント：アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、新しいプロセスはさらなる政治的發展を必要としていると強調し、未解決問題も合わせAWG-LCAにおいて検討を続けるべきだと強調した。EUは、SBIにおいてMRVに関する議題項目の進展がなかったことへの失望感を表明し、AWG-LCAにおける関連事項の実質的な議論進展を待望すると述べた。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、本部での合意および緊縮予算の検討が重要であると強調した。韓国はEIGの立場で発言し、適応、技術、MRV、国別報告書など関係する議題項目での有意義な進展をはかるため、補助機関での一貫性のある作業手法を支持した。

AOSISは、損失および損害に対し、緊急に焦点を当てるよう求めた。同代表は、AWG-LCAで作成されるべき「ハードな決定」を回避する代案としてSBIを用いることのないよう求めた。適応に関し、コンゴ民主共和国はアフリカグループの立場で発言しLDCsが国家適応計画を策定し実施するプロセスについて検討することが重要とし、損失および損害に関する作業計画をまとめることが重要と結論付けた。グアテマラは中米統合システム(Central American Integration System)の立場で発言し、適応は引き続きこの地域で優先される策であると強調し、損失および損害測定の重要性に注目した。LDCsは、国家適応行動プログラム(NAPAs)が特定するプロジェクトの前倒し実施を阻害している課題、特に共同出資の必要性について懸念を表明し、これはNAPAs規定の緊急活動を実施する上で不適切だと述べた。

附属書I国別報告書：第5次国別報告書：この議題小項目(FCCC/SBI/2011/INF.6/Rev.1)は6月10日のSBIプレナリーで最初に議論された。その後、Helen Plume(ニュージーランド)とDiann Black Layne(アンティグア・バ

ーブーダ)を共同議長とするコンタクトグループおよび非公式協議で検討された。コンタクトグループでは、主要な問題として第5回国別報告書の提出状況などを挙げた。6月16日、SBIは結論書を採択した。

**SBI結論書**：結論書(FCCC/SBI/2011/L.2)において、SBIは次のことを行う：第5回国別報告書の提出状況およびレビューに関する報告を歓迎する；締約国16か国が期限前にそれぞれの第5回国別報告書を提出したと指摘し、24か国が期限後に提出したと指摘する；締約国に対し、今後は該当する期限までに提出するよう求める。

**第5回国別報告書のとりまとめおよび統合**：この議題小項目(FCCC/SBI/2011/INF.1, FCCC/SBI/2011/INF.1/Add.1-2)は、6月10日のSBIプレナリーで最初に議論された。さらにHelen PlumeとDiann Black Layneが共同議長を務めるコンタクトグループでも検討された。6月16日の閉会プレナリーで、SBIはこの問題の審議をSBI 35でも継続することで合意した。

京都議定書の締約国でもある附属書I締約国の第5回国別報告書に記載する補足情報のとりまとめと統合：この議題小項目(FCCC/SBI/2011/INF.2)は、6月10日のSBIプレナリーで最初に議論された。さらに、Helen PlumeとDiann Black Layneが共同議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議においても検討された。6月16日の閉会プレナリーで、SBIはこの問題の審議をSBI 35でも継続することで合意した。

**条約12.5条 (国別報告書の頻度)**：この問題はHelen PlumeとDiann Black Layneが共同議長を務める合同コンタクトグループ会合および非公式協議で検討された。6月16日、SBIは結論書を採択した。

**SBI結論書**：結論書(FCCC/SBI/2011/L.3)において、SBIは、決定書9/CP.16パラグラフ5により附属書I締約国は2014年1月1日までに第6回国別報告書を提出するよう要請され、第7回国別報告書の提出はこの日から4年以内になると想起する。

**非附属書I国別報告書**：非附属書I国別報告書に関する専門家諮問グループ(CGE)：この議題小項目(FCCC/SBI/2011/5/Add.1-2, FCCC/SBI/2011/5/Rev.1)は、6月10日のSBIプレナリーで最初に議論された。CGE議長のSangchan Limjirakan (タイ)は、CGEの作業計画ならびに2011-2012年の作業構成書の実施における進捗状況を提示した。この問題は、その後Helen PlumeとDiann Black Layneが共同議長を務める、非附属書I国別報告書に関する全議題項目の合同コンタクトグループ会合および非公式協議で議論された。

議論された重要問題にはCGE作業計画に対する資源提供の必要性も含まれた。ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、CGE作業計画の全面実施を求め、地域ワークショップ向けの資金不足に対する懸念を表明した。EUは、非附属書I諸国が決定書1/CP.16で義務付けられている以上の頻度で報告しているとし、CGEの役割を強調した。同代表は、ダーバンでCGEの権限を再検討する予定であると想起した。

6月16日、SBIは結論書を採択した。

**SBI結論書**：結論書(FCCC/SBI/2011/L.8)において、SBIは、特に右記を記載する：資金未調達のCGE企画訓練活動の重要性を強調する；CGEに対し、非附属書I締約国の現在および将来のニーズに配慮するよう求める；条約附属書II締約国ならびに資金供与可能な立場にある他の締約国に対し、資金源を提供し、CGEの将来の活動計画を可能にするよう求め、CGEの継続と権限はCOP 17で再検討されると指摘する。

条約12.5条 (国別報告書の頻度) : この議題小項目は、6月10日のSBIプレナリーで最初に議論された。その後、Helen PlumeとDiann Black Layneが共同議長を務める合同コンタクトグループ会合および非公式協議で検討された。

G-77/中国は、国別報告書に対する更なる支援の必要性を強調し、これで合意された全コストに該当するはずだと述べた。EUは、資金の供与と非附属書I国別報告書の提出頻度増加との関係を明らかにしたカンクン合意の文章を強調した。米国は、隔年報告書を提出する国を定めるよう求めた。SBIは、6月16日の閉会プレナリーにおいて、この問題のSBI 35での継続審議で合意した。

資金援助および技術支援 : この議題小項目(FCCC/SBI/2011/INF.4)は、6月10日のSBIプレナリーで最初に議論され、その後、Helen PlumeとDiann Black Layneが共同議長を務める合同コンタクトグループ会合で検討された。EUは、カンクン合意の義務に基づく適切な資金供与に関する地球環境ファシリティー(GEF)との議論についてコメントした。ノルウェーは、非附属書I国別報告書作成支援を体系的に行う必要性についてGEFに明確なメッセージを発信する必要があると強調した。G-77/中国は、非附属書I諸国での国別報告書作成にかかわるニーズは多岐にわたり、適切に認識されていないと強調し、これは合意された全コストに相当する資源を提供するという条約の要求事項と合致しないと述べた。6月16日、SBIは結論書を採択した。

**SBI結論書** : 結論書(FCCC/SBI/2011/L.9)において、SBIは、右記を記載する : 国別報告書作成用に提供される資金は、一部の非附属書I締約国が国別報告書作成プロセスの一環として行う活動の実施に対し、適切でない可能性があるとの一部締約国の懸念を指摘する ; 非附属書I締約国に対し、最近の国別報告書作成に関して発生した費用の詳細を2011年9月19日までに提出し、SBI 35での審議にかけるよう求める ; 2011年5月15日現在、非附属書I締約国が提出した国別報告書は、第1回分が140か国、第2回が44か国、第3回が2か国、第4回が1国であると指摘する。

資金メカニズム : この問題 (FCCC/SBI/2011/MISC.3 and MISC.9, FCCC/SBI/2010/INF.7)は、6月9日のSBIプレナリーにおいて提起された。Ana Fornells de Frutos (スペイン)およびAlexa Kleysteuber (チリ)がコンタクトグループの共同議長を務めた。審議された主な議題は、気候変動プロジェクトのための国家経済、環境、開発研究 (National Economic, Environment and Development Study (NEEDS)) の統合報告書、そして条約の下での地球規模気候観測であった。また締約国は、LDC作業計画の残された要素の実施、GEFへのガイダンスについても議論した。SBI閉会プレナリーで、フィリピンはG-77/中国の立場で発言し、気候変動プロジェクトに関するNEEDSの恩恵が延長されないことへの失望感を表明した。同代表は、UNFCCCを支援する気候の地球規模観測システム(GCOS)に対する資金の予測不能を嘆き、LDC作業計画に対する資金不足も嘆いた。同代表は、LDCsの立場で発言したガンビアとともに、この問題を、GEFに対する追加ガイダンスの項目の下でSBI 35の議題に入れるよう求めた。2011年6月16日、SBIは結論書を採択した。

**SBI結論書** : 結論書(FCCC/SBI/2011/L.17)において、SBIは、NEEDS統合報告書に関し締約国が提出した意見書に留意し、国連機関に対し、事務局と協力して、途上国による緩和行動および適応行動実施に向けた資金的ニーズの評価支援を続けるよう求める。SBIは、2010年のGCOS実施計画最新版に記載される追加的資金ニーズに関する情報に留意し、条約の将来の資金構造においては、このようなニーズに配慮することが重要であると強調する。

条約6条 (教育、訓練、啓発) : SBIは、6月10日のプレナリーでこの問題を最初に議論した。その後Mohammed Chowdhury (バングラデシュ) が議長を務めるコンタクトグループでも議論された。条約6条に関するニューデリー作業計画改訂版の実施レビューにかかわる委託条件の作成に焦点があてられた。6月16日、SBIは結論書を採択した。

**SBI結論書** : 結論書(FCCC/SBI/2011/L.6)において、SBIは特に次を記載する :

- É 条約6条に関するニューデリー作業計画改訂版の実施レビューについて、委託条件を支持する ;
- É 締約国に対し、レビューの完了ならびにその後の作業計画の要素に関し、情報と意見を提出するよう求める ;
- É GEFに対し、SBI 35において、6条関連の活動実施のための資源調達に関する情報を提出し、SBI 36での審議にかけるよう求める ;
- É 事務局に対し、特に6条実施に関するワークショップを開催し、6条に関する国家戦略および行動計画の作成に向け広範なガイドラインの作成を要請する ;
- É 締約国およびGEF、ならびにGEFの実施機関に対し、途上国が候変動情報ネットワーク(CC:iNet)の活用およびアクセスを強化できるよう、資金援助および技術支援を提供することを推奨する。

条約4.8条および4.9条 : 決定書1/CP.10 (ブエノスアイレス作業計画)の実施進展状況 : この問題は、6月10日のSBIプレナリーで検討された。SBI副議長のSamuel Ortiz Basualdo (アルゼンチン)がコンタクトグループの議長を務めた。6月16日、SBIは結論書を採択した。

**SBI結論書** : 結論書(FCCC/SBI/2011/L.14)において、SBIは、SBI 35においても、FCCC/SBI/2010/10附属書 IVに記載する決定書草案文書をベースにし、COP 16での関連する決定にも配慮し、この問題の審議を続けることで合意する。

**LDCs関係問題** : この問題は、6月10日のSBIプレナリーで最初に議論された。LDCs専門家グループ (LEG)副議長のPeptua Latasi (ツバル)は、2011-2012年LEG作業計画の作成に関する報告書(FCCC/SBI/2011/4)を提出した。この問題は、その後Rence Sore (ソロモン諸島) 議長を務めるコンタクトグループで議論された。LEG問題およびGEFへのガイダンスが議論の焦点となった。

LEG作業計画に関し、オーストラリアは : この問題を優先する必要があると強調し ; テクニカルペーパー作成に向け事例研究を行うよう提案し ; LEGに対し、NAPAsを更新し、これを開発計画に組み込むことに焦点を当てるよう提案し ; 他の専門家機関との協力を奨励した。EUは、LEGが年次計画のサイクルに基づき作業を進め、GEFに対するガイダンスについては、資金メカニズムに関する議題項目の下での審議を提案した。

LDC作業計画の残った要素の実施に関するGEFへのガイダンスについて、マラウィは、SBIはGEFに対し全作業計画分の資源の提供を検討するよう命ずるべきだと述べた。ノルウェーは、ダーバン会議の前にGEFへのガイダンスを明確にするよう提案し、それでなければCOP 18まで行動が遅れることになることと述べた。この疑問点については、最終的に資金メカニズムに関するSBIグループに委託された。6月16日、SBIは結論書を採択した。



**SBI 結論書**：結論書(FCCC/SBI/2011/L.4)において、SBIは：LDCsから45件のNAPAsが提出されたことを歓迎し；LEGに対し、GEFと協力し、NAPAsを完成させていないLDCsへの支援を続けるよう求め；2011と2012年のLEG作業計画を承認し；締約国に対し、LEG作業計画への資金支援を継続するよう求める。

国家適応計画：この新しい問題は、6月10日のSBIプレナリーで最初に議論された。Andrew Ure (オーストラリア)とBalisi Justice Gopolang (ボツワナ)がコンタクトグループと非公式協議の共同議長を務め、LDCsが国家適応計画を策定し実施できるようにするプロセス、およびLDCsや他の途上国へのガイドラインおよび方法に焦点があてられた。6月13日から非公式協議をオブザーバーにも公開した。

会議の中で、「NAPs」という略号はUNCCDの下での「国家行動プログラム (national action programmes)」にも使われており、これを「国家適応計画」に用いるべきでないとの指摘があった。

締約国は、次に記載する共同議長の示唆する題目を活用し、この問題の全体範囲および今後の進め方について長時間議論した：国家適応計画とNAPAsとの違い；計画に取り入れるべき適切な要素；計画策定に取り込める専門性／ガイダンス；ダーバンの成果に対する期待感；今後の進め方。

締約国は、NAPAsが喫緊の短期的適応ニーズを特定し、優先させるツールであるのに対し、国家適応計画は広範でクロスカッティング、中長期のニーズを対象とし、開発計画に組み込み、各国が計画プロセスに用いる複数以上のツールとも一貫性を持つとの認識で合意した。途上国および先進国の両方とも、LEGからのガイダンス利用の重要性を強調した。締約国は、方法またはガイドラインに関するワークショップの開催、もしくはテクニカルペーパーの作成が役立つ可能性があるとして提案した。

数か国の締約国は、計画に対する支援の必要性を強調した。AWG-LCAにおける資金の議論を進展させる必要性にも焦点があてられたほか、国家適応計画支援におけるグリーン気候基金の役割可能性も注目された。

6月16日、SBIは結論書を採択した。

**SBI 結論書**：結論書(FCCC/SBI/2011/L.16)において、SBIは特に：

- É LEGの参画は、LDCsによる国家適応計画策定および実施を可能にするプロセスに有益なはずだと指摘する；
- É 情報の交換は、これらの計画強化を図るLDCsの努力にも役立つはずだと指摘し；
- É 決定書1/CP.16、パラグラフ18に記載する支援条項の重要性を想起し；
- É 事務局に対し、プロセスについて議論し、方法およびガイドラインの草案をCOP 17に先立ち推敲するため、専門家会合開催の可能性を探り、会議報告書作成を要請する；
- É 締約国に対し、プロセス、方法、ガイドラインに関するインプット提出を求め、事務局に対し、提出文書を取りまとめ、COP 17に対し提案を行うよう要請する。

損失および損害：この問題 (FCCC/SBI/2011/3 and MISC.1)は、6月10日のSBIプレナリーで最初に議論された。トンガはAOSISの立場で発言し、COP 17では損失および損害に関する作業計画の下での活動決議を、COP 18では損失および損害に関する国際メカニズム設置の目標で合意するよう求めた。Mark Berman (カナダ)がコンタクトグループの議長を務めた。

6月11日、グループは損失および損害に関する作業計画について議論し、6月5日、ボンで開催された損失および損害に対する革新的なアプローチのセミナーの報告を聞いた。

AOSISはSB 35および37の間に、次の問題に関するワークショップ開催を計画するよう提案した：深刻な気候現象の影響；発生が緩慢な現象からの回復。今後の進め方に関し、バングラデシュはCOP 18までに損失および損害に対応するメカニズム設置を求めたが、米国は国家主導のリスク軽減活動を支持し、オーストラリアおよびカナダとともに、制度メカニズムの議論は時期尚早であると述べた。サウジアラビアは、COP 18での決定まで締約国には活動を採用するあるいは実施する義務はないと述べ、セミナーは正式なUNFCCCプロセスの枠外のままであると述べた。

また、締約国は、対応措置について、サウジアラビアの提案どおり損失および損害の概念の中で検討するか、それとも他の議題項目の下で適切に対応されるか議論した。6月16日遅くのSBI閉会プレナリーで、SBI議長のOwen-Jonesは、自身の結論書草案を提示し、この文書には他の議題項目の下で議論される問題は含まれていないと強調した。サウジアラビアとカタールは、結論書の採択に反対した。サウジアラビアは、気候変動の悪影響とともに、対応措置の検討をするとの自国の意見が反映されていないと強調した。AOSIS、EU、メキシコ、ニュージーランド、コロンビア、日本、米国など多数の締約国は、損失および損害と対応措置を異なる議題項目の下で検討する必要があると強調した。長時間の議論が続き、ツバルは、損失および損害に関する合意を条件として対応措置に関するフォーラムへの支援を行うよう提案した。

さらに非公式協議を重ねた結果、締約国は、パラグラフの表現を変え、SBIはCOP 18において損失および損害に関する提案を行えるだけの基礎知識を積むとの観点から、損失および損害に関する広範な題目分野の詳細について検討を重ねるとするパラグラフにすることで最終的に合意した。合意された文章では、決定書1/CP.16、パラグラフ28 (a, b, c, d)に規定する要素、ならびに締約国提出文書から「引用された」要素に「考慮し (taking into consideration) 」ではなく「検討することも含める (including elaborating) 」となった。SBIは結論書を改定案どおりで採択した。

**SBI結論書**：結論書 (FCCC/SBI/2011/L.20)において。SBIは特に：

- É 気候変動の結果として生じる損失および損害への対応計画作成を決議する；
- É 損失および損害を軽減するとともに理解を深めるには、国際協力および専門性を強める必要があると再確認する；
- É 損失および損害のリスク、このための広範な対応方法、そして損失および損害への対応で条約が果たせる役割に関し議論することで合意する；
- É 締約国に対し、損失および損害に対応する題目に関し、追加の意見と情報を2011年8月15日までに提出するよう求める；
- É 事務局に対し、SBI 36において専門家会合を開催するとの考えを検討するよう求める；
- É COP 18において損失および損害に関する提案を行える基礎知識を積むとの考えに基づき、題目のさらなる推敲を重ねることで合意する。この中には、決定書 1/CP.16、パラグラフ28 b, cおよびdに記載する要素の推敲も含める；
- É 事務局に対し、活動実施における広範な利害関係者の参画を得るよう求める。

議定書3.14条 (対応措置の悪影響)：この問題 (FCCC/SB/2011/1, FCCC/SB/2011/MISC.1)は6月9日のSBIプレナリーで最初に取り上げられた。その後Anastasia TheodorouとEduardo Calvo Buendíaが共同議長を務める

SBI/SBSTA合同コンタクトグループおよび非公式協議で検討された。議定書2.3条(政策措置の悪影響)および3.14条関連問題に関する合同ワークショップで議論される問題についての情報および意見の統合などが主に議論された。SBIプレナリーは6月16日、結論書を採択した。

**SBI結論書**：結論書 (FCCC/SBI/2011/L.12)において、SBIは、合同ワークショップ開催に関する事務局への要請を想起し、合同ワークショップで議論される問題として、悪影響の理解を深めるための情報交換、議定書2.3条および3.14条実施プロセスによる悪影響の抑制などを挙げる。

対応措置実施の影響に関するフォーラム：6月13-15日、対応措置実施の影響に関する特別イベントおよびSBI/SBSTA合同フォーラムが開催された。この問題(FCCC/SB/2011/MISC.2)の詳細については、SBSTAサマリー5-6頁を参照。6月16日、SBIは結論書(FCCC/SBI/2011/L.18)を採択した、これは6頁にFCCC/SBSTA/2011/L.16としてまとめられている。

技術開発と技術移転：この問題は6月9日のSBIプレナリーで最初に議論され、続いてCarlos FullerとZitouni Ould-Dadaが進行役を務める非公式協議で議論された。6月16日、SBIは結論書を採択した。

**SBI結論書**：結論書 (FCCC/SBI/2011/L.10)において、SBIは、36の非附属書I締約国によるそれぞれのTNAs開発および更新を支援する技術支援、資金援助の提供で進展があったとしてこれを歓迎し、COP 17では、GEFに対し、他の非附属書I締約国によるTNAsの実施または更新に対する資金援助の継続を求めるよう推奨する。さらに、SBIは、技術移転に関するポズナニ戦略計画の一環として非附属書I締約国が提案し、GEFが支援したパイロットプロジェクトの中で、適応技術に関するものは1件のみであったと指摘し、GEF、締約国、および資金援助を行える立場にある関連機関に対し、適応技術に関するプロジェクト案への資金援助を要請する。

条約の下でのキャパシティビルディング：この問題 (FCCC/CP/2010/5, FCCC/SBI/2010/20 and MISC.6, FCCC/SBI/2009/4-5, MISC. 1-2 and MISC.12/Rev.1)は、6月10日のSBIプレナリーで最初に議論された。さらにPaula Caballero Gómez (コロンビア)とYuka Greiler (スイス)が議長を務めるコンタクトグループでも議論された。

締約国は、決定書10/CP.16(条約に基づく途上国のためのキャパシティビルディング)の附属書をベースに議論した。SBIは、決定書6/CP.14に則り、COP 15までに終了すべきであった途上国におけるキャパシティビルディング枠組実施に関する第2回総合レビューについて議論した。この問題はSBI 30、32、33でも検討されたが、締約国が合意に至らなかったことから、SBI 34でもこの問題の議論を続けた。特に次の点が議論された：キャパシティビルディング枠組実施に関する統合報告書；キャパシティビルディングに関する専門家グループの設置；途上国でのキャパシティビルディングのレビューにおける実績指標の利用；資金の利用可能性と資金源；民間部門の役割可能性。多様な意見の違いが残った。SBIはSBI 35でもこの問題の議論を続ける。

議定書の下でのキャパシティビルディング：この問題 (FCCC/KP/CMP/2010/10, FCCC/SBI/2010/20, FCCC/SBI/2010/MISC.6, FCCC/SBI/2009/4-5, MISC. 1-2 and MISC.12/Rev.1)は、6月10日のSBIプレナリーで最初に議論された。さらにPaula Caballero GómezとYuka Greilerが議長を務めるコンタクトグループでも議論した。締約国は、決定書11/CMP.6(京都議定書の下での途上国のためのキャパシティビルディング) 附属書をベースに議論した。特に、キャパシティビルディング支援の資金供与と資金源、キャパシティビルディング活動支

援の技術的資源および資金源の提供に関する課題について議論した。合意にはいたらず、SBI 35でもこの問題の審議を継続する。

遵守に関する議定書の改定：この問題は6月10日および16日のSBIプレナリーで短時間議論された。実質的な議論は行われず、SBI 35でもこの問題の審議を継続する。

**CDM理事会の決定に対するアピール（抗議）**：この新しい問題(FCCC/SBI/2011/MISC.2 and FCCC/TP/2011/3)は、6月10日のSBIプレナリーで最初に議論された。ボリビアは、CDMのプロジェクト承認プロセスへのアピール（抗議）手続きの導入を支持し、抗議の権利を持つ利害関係者の分類を可能な限り広範なものとするよう求め、これにはプロジェクトの影響を受ける人々や地域社会、さらには関連する市民社会グループも含めるべきだと強調した。この問題はその後、Tredene Dobson（ニュージーランド）とYaw Bediako Osafo（ガーナ）が共同議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議で議論された。

議論の焦点となった問題は次のとおり：CDM理事会の決定に対する抗議メカニズムのタイプ、様式、特性；COP/MOP決定書草案に記載されるべき必要要素および詳細の程度；抗議メカニズム設置のCOP/MOP決定書草案の作成。会合中、共同議長はCDM抗議メカニズムに関する文書草案を作成し、その改定を行った。

制度枠組に関し、締約国は、抗議機関の形式、専門家の人数と必要とされる専門性、パネル選抜の責任はだれが負うべきかなどの問題について議論した。抗議機関の形式に関し、締約国は、次の提案を行った：専門家名簿から専門家を選任する責任を有する1名または複数名の議長が主宰するアドホックパネル；または遵守委員会の執行部など、既存の組織の活用。専門性に関し、大半の締約国は、専門家は法律または規制策の専門知識を有すべきと述べたが、一部のものは、CDMの経験も有すべきと述べ、他のものは、それは必要ないと考えた。

抗議の範囲に関し、締約国は、CDM理事会によるプロジェクト登録却下または認証排出削減量(CERs)の発行要請却下に関する決定に限定されるべきか、それともプロジェクト登録の承認またはCER発行要請の承認の決定も対象とすべきかどうか、議論した。数か国の締約国は、このグループの作業の焦点は、COP/MOPの委託通り、プロジェクト登録の却下またはCER発行要請の却下の決定に対する抗議手順であると強調した。一部の締約国は、レビューが行われるのは理事会メンバー中3名が求めた場合、あるいはプロジェクト提案に関係する締約国が求めた場合のみであり、特定のプロジェクトは自動的に登録されていると指摘した。これら諸国は、自動登録の場合、当該プロジェクトの登録要請を承認するとCDM理事会の決定に対し、抗議を認めることが適切である可能性があるとして述べた。ある締約国は、締約国がCDM理事会のプロジェクト承認決議に対する抗議を認める場合、この決定は遡って適用されるべきでなく、抗議手続きが設定された後に承認された新しいプロジェクトにのみ適用されるべきだと強調した。締約国は、この問題で合意に達することができなかった。

閉会プレナリーにおいて、共同議長のOsafoは、特に抗議手順の範囲に関し、意見の違いが残っていると指摘した。6月16日、SBIは結論書を採択した。

**SBI結論書**：結論書(FCCC/SBI/2011/L.11)において、SBIは、コンタクトグループ共同議長提案の文書初案に留意するなどした、この文書草案には附属書が含まれる、さらにSBIはSBI 35においてもこの問題の審議を続けることで合意する。

政府間会合のアレンジ：この項目(FCCC/SBI/2011/6 and Add.1)は 6月9日のSBIプレナリーで最初に議論された。この項目には、COP 17、COP/MOP 7、将来の会合期間、政府間プロセスの構成、政府間プロセスにおけるオブザーバー組織に関する議題小項目が含まれる。その後、SBI議長のOwen-Jonesが議長を務めるコンタクトグループで検討された。議論の焦点は次のとおり：COP 17における政府間プロセスの構成；ボン会合とダーバン会合の間に会合期間外会合を開催する可能性；オブザーバーの参加促進。

ボン会合とダーバン会合の間の会合期間外会議開催に関し、会合の利用や様式について意見が分かれた。一部の締約国は、このような会合の開催はボン会合での進展を条件とすると主張した。バングラデシュはG-77/中国の立場で発言し、AWGsのみの短期間の会合を支持した。オーストラリア、スイス、米国、EUは、作業の成果をあげるため、「クリエイティブな方法」を検討するよう提案し、たとえば実質的な作業が求められる問題に焦点を当てられる専門家グループなどを提案した。米国は、追加会合のコストや利点を検討するよう求めた。

オブザーバーの参加促進に関し、締約国は、オブザーバーの参加に関する会合期間中ワークショップでの意見表明および提案を検討した。オーストラリアは、UNFCCCプロセスがオブザーバーの参加で利益を得るのは明確だとし、オブザーバーの参加促進も利益となる可能性があるとは指摘した。同代表は、締約国に対し、ワークショップ報告書に概要を記載する結論を検討するよう求めた。ワークショップのサマリーは下記参照：  
<http://www.iisd.ca/vol12/enb12505e.html>

オブザーバー参加促進方法に関する結論書草案の審議では、非公式協議の進行役が、交渉を阻害しないと判断し、会議のオブザーバーへの公開を提案する場合のガイダンスについて、意見が分かれた。サウジアラビア、インド、アンティグア・バーブーダは、この文章の削除、もしくは表現の改定を提案し、これは現在すでに行われているとし、SBIの結論書に記載する必要はないと指摘した。オーストラリアは、この記述の保持を支持し、この記述を含めても現在の規則の変更を意味するわけではなく、むしろ、進行役にガイダンスを与えると述べた。同代表は、必要な場合はオブザーバーに非公開とするとの現行規則を認識する別の文章を提案した。

オブザーバー組織による事前の文書提出なしでの発言推進に関する事務局への要請について、サウジアラビアはこれに反対し、例外的な状況でのみ可能とすべきだと指摘した。参加承認済みオブザーバー組織の代表者氏名を、オンライン登録システムを用いて会合期間中に交換できるようにするとの事務局への要請に関し、サウジアラビアはこれに反対し、例外的な状況を除き、現行の6日間という要求条件を維持する必要があると強調した。

6月16日のSBI閉会プレナリーにおいて、サウジアラビアと米国はオブザーバー組織の参加に関する表現についてさらなる審議が必要であると指摘し、プレナリーは中断された。更なる協議の後、締約国は、議題項目に関するコンタクトグループがない場合、非公式会議の少なくとも第1回と最後の会議はオブザーバーに公開し、その一方で非公式会議を非公開とする締約国の権利も認めるよう提案することで合意した。サウジアラビアとアンティグア・バーブーダは、オブザーバー組織がCOPおよびCOP/MOPにインプットをする新たなチャンネルのオプションの検討をSBI 35ではなく、SBI 36に延期するよう提案したが、メキシコ、オーストラリア、コロンビアはこれに反対した。最終的に締約国は、この問題の議論をSBI 36まで延期することで合意

し、SBIは改定案通りの結論書を採択した。多数の締約国が、オブザーバーの参加促進への支持を表明した。オーストラリア、クック諸島、グレナダは、COP 17で予定されるオブザーバー参加に関するUNFCCC特別イベントを歓迎した。6月16日、SBIは結論書を採択した。

**SBI結論書**：結論書(FCCC/SBI/2011/L.19)において、SBIは、特にCOP 17およびCOP/MOP 7においては、これまでのCOPおよびCOP/MOP会合における前向きな経験にならない、ハイレベルセグメントのアレンジを行うよう提案する。SBIは、会合期間外におけるアドホック・ワーキンググループ再開会合追加の必要性について、締約国が合意したと指摘し、事務局が必要なアレンジを行うには緊急に重大な資金供与を受ける必要があるとの事務局長の発言に留意する。

政府間プロセスの構成に関し、SBIは、非公式会合に関する現在の実施手法を指摘する。当該議題項目に関するコンタクトグループがない場合、SBIは、締約国が反対しない限りにおいて非公式会議の少なくとも第1回と最後の回をオブザーバーに公開すると同時に、会議を非公開のままとする締約国の権利も認めるよう提案する。

オブザーバー組織に関し、SBIは、UNFCCCプロセスにおけるオブザーバー組織の参加促進方法のさらなる発展について会合期間中のワークショップ報告書に留意する。SBIは、オブザーバー組織の参加を改善してきた事務局のイニシアティブを歓迎し、事務局に対し、この件での努力継続を求める。SBIは、開放性、透明性、参加性を高めようとの精神の下、特に次の手段を用いて、現在のオブザーバー組織参加方法のさらなる強化を図れるとして、これに同意する：資金、時間、スペースが利用可能な限り、適切な場合、多様な組織の代表役員を招請し、次のことなどを行う：

É オブザーバー組織による意見発表の機会を探る；

É SBI 17の結論書に則り、ワークショップおよびテクニカルミーティングにおけるオブザーバーのインプットを活用する；

É 議長、役員および締約国とオブザーバー組織の協議を進める方法として、定期的なブリーフィングおよびブリーフィングの機会を増やす。

事務管理上、資金上、組織上の問題：2010-2011年2年間予算の実績：事務局は、この議題文書(FCCC/SBI/2011/INF.3 and INF.5)を6月9日のSBIプレナリーに提出した。締約国は、SBI議長が結論書草案を作成することで合意し、SBIは、6月16日、この結論書を採択した。

**SBI結論書**：結論書(FCCC/SBI/2011/L.5)において、SBIは、特に資金拠出を行っていない締約国に対し、可能な限り速やかに拠出するよう求める。またSBIは、締約国に対し、UNFCCCプロセス参加のための信託基金、および補足活動のための信託基金にも資金の拠出を求める。

**2012-2013年2年間予算実績**：UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、6月9日のプレナリーにおいて、この議題項目(FCCC/SBI/2011/2 and Add. 1-3)を提起した。同事務局長は、予算要求の増額と予算上の制約が重大な課題であると強調した。オーストラリアは、予算案への支持を表明した。締約国は、SBI議長がコンタクトグループの議長を務めることで合意した。Toshiaki Nagata (日本)が国際取引ログ(ITL)予算に関するスピンオフグループの進行役を務めた。

6月17日のSBI閉会プレナリーにおいて、締約国は、「自然災害 (natural disasters)」という表現を「災害 (disasters)」と記載するよう結論書を改定した。SBI議長のOwen-Jonesは、現在の経済環境では可能な限り生産性の向上を達成する必要があると強調した。日本は、この予算によりカンクン合意の実施が可能になることを希望すると表明した。エジプトは、バングラデシュとともに、予算配分における適応と緩和のアンバランスを指摘し、補正予算および締約国の自主的な資金供与によりこの問題が解決することを希望すると表明した。

**SBI結論書**：結論書(FCCC/SBI/2011/L.21 and Add.1)において、SBIは、COP 17に対し、2012-2013年の2年間の計画本予算として、p48,511,181を承認するよう提案する。また、SBIは、COP 17において議論される可能性がある決定書の結果として発生する活動のコストを賄うには追加資金が必要となる可能性があることを認識し、締約国に対し、これらの活動の時機を得た実施に必要な資金を自主的に拠出するよう求める。SBIは、COP 17に対し、COP 17において議論される可能性がある決定の中で、承認予算で配分されていないものに関し、自主的な資金拠出および本予算の利用可能な資源を用いてこれを実施する権限を、事務局長に与えるよう提案する。さらにSBIは、事務局が提出したITL予算の詳細に留意し、事務局長に対し、ITLプログラム予算関係の経費の明確化を進め、予算案の各項目の透明性を引き続き高めるよう求める。

本部合意の実施：この議題項目は6月9日のSBIプレナリーで初めて提起された。締約国は、SBI議長が非公式協議の進行役を務めることで合意した。6月16日、SBIは結論書を採択した。

**SBI結論書**：結論書(FCCC/SBI/2011/L.13)において、SBIは、ドイツのボンにおける新しい会議場施設の完成が、ドイツ政府の管轄外の状況により、さらに遅れるとする、事務局所在国政府代表の情報に留意する。会議場施設の完成は、現在、2013年の前半の予定である。SBIは、参加者の人数増加に見合う暫定的かつ実際の解決策および関連のロジスティックの手配を求めたいとするSBIの要請に対し、ホスト国およびボン市が努力し、投資を行ったことへの感謝の意を表す。SBIは、ホスト国に対し、十分かつ適切な会議スペースを提供するための努力を倍増するよう要請する。

SBIは、本部合意の実施では多岐の面で満足しているが、懸念される分野もあると指摘する事務局長のステートメントに留意する。

特権と免責：この議題は6月9日のSBIプレナリーで提起された。Kunihiko Shimada (日本)がコンタクトグループおよび非公式協議の議長を務めた。議論の中で、締約国は、条約合意文書草案について検討した。オーストラリア、カナダ、EU、ニュージーランド、シンガポールは、京都議定書の下のみで設置された組織に勤務する個人を除き、それ以外の構成機関ならびにUNFCCCの下で設置された他の組織に勤務する個人に対する特別のアレンジを希望した。日本は、この問題はAWGsの成果により異なるとして議論は時期尚早だとし、構成組織に関する特権と免責については事例ごと必要な場合に議論する権利を保留すると述べた。SBI閉会プレナリーにおいて、議長のShimadaは、特権と免責に関する条約合意の推敲で進展がみられたが、未解決の問題も残っていると報告した。ツバルは、この問題で進展が無いことに失望感を表明した。SBIは、6月16日、閉会プレナリーで結論書を採択した。

**SBI結論書**：結論書(FCCC/SBI/2010/L.7)において、SBIは、附属書に記載する条約合意草案の作成が進展し

ていると指摘し、SBI 36において、可能な限り早期にアレンジの結論を出すべく、この附属書記載の文書に基づき問題の審議を続けることで合意する。

閉会プレナリー：SBI閉会プレナリーは6月17日金曜日に開催された。締約国は会議報告書(FCCC/SBI/2011/L.15)を採択した。

アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、特に：温室効果ガスインベントリーのテクニカルレビューに関する年次報告の重要性を強調し；附属書II締約国に対し、支援提供の約束遵守に向け一層の努力をするよう求め；適応に関する無条件の資金供与強化を求め；NEEDSプロジェクトの継続停止に対する遺憾の意を表明した。

メキシコはEIGの立場で発言し、議題書の採択に無駄な時間を費やしたのは遺憾であるとし、オブザーバー組織の参加に関する進展を歓迎し、議題項目の重複回避を求め、損失および損害に関する長時間の議論は「明確な」カンクン合意の「解釈の蒸し返しと拡大解釈」であったとして、懸念を表明した。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、特に、国家適応計画および損失および損害に関する作業計画に基づく作業の積み重ねを求め、対応措置に時間をかけ過ぎたと述べた。同代表は、オブザーバー組織に関するワークショップがボン会合のハイライトであったと述べた。

EUは特に：ボンでの長時間におよぶ議題書の議論を嘆き；LDCsが適応行動を準備し、計画し、実施できるようにするための努力を称賛し；オブザーバー組織の参加強化の提案を歓迎し；損失および損害に関する作業計画での進展を歓迎し；対応措置は緩和問題であり適応の下で議論されるべきでない」と指摘した。

グアテマラは中米統合システム(Central American Integration System)の立場で発言し、条約6条および技術開発と技術移転に関する作業を認め、交渉のスピードを上げるよう求めた。

グレナダはAOSISの立場で発言し、損失および損害、条約6条、非附属書I締約国の国別報告書では進展があったと指摘し、対応措置実施の影響に関するフォーラムの活用ならびに国別報告書に向けたGEFの努力を称賛した。同代表は、非附属書I締約国の国別報告書記載の情報という議題項目4bが保留されたことに対し、懸念を表明した。

コンゴ民主共和国はアフリカグループの立場で発言し、損失および損害に関する作業計画はカンクン適応枠組とリンクさせるべきだとし、LDC以外のアフリカ諸国に対し、決定書1/CP.16の paragraph 18と合致する形で支援を受けるよう提案し、最近のSBI会合ではキャパシティビルディングの進展が遅いと嘆いた。

ガンビアはLDCsの立場で発言し：LDCs国家適応計画における進展を歓迎し、COP 17後可能な限り早い時期の計画立ち上げを求め；特に2011年LEG作業計画などLDCsに関係する問題の結論書草案を歓迎し；途上国によるTNAs準備への支援提供に関するGEFへのガイダンスを歓迎し；ソロモン諸島と共に、近く開催予定の条約6条に関するワークショップを歓迎した。

フィリピンは、先進国は資金供与の努力を強める必要があることなどを強調した。同代表は、途上国の隔年報告書は義務ではなく、キャパシティビルディングと資金援助を必要とすると述べた。

インドは、ダーバンにおいてバランスのとれた成果を上げることに焦点をあてて議論すべきとし、先進国締約国の約束遵守には途上国への支援提供など、報告作成の強化を含めるべきだと強調した。

SBI議長のOwen-Jonesは午後2時32分、SBI 34の閉会を宣言した。



### 京都議定書の下での附属書 I 締約国による更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ

AWG-KP第16回再開会合は、6月7日に火曜日開会し、Adrian Macey (ニュージーランド)が引き続き議長を、Madeleine Diouf Sarr (セネガル)が副議長をつとめた。

AWG-KP議長のMaceyは、バンコックで採択された議題書およびシナリオノートを想起し、今回の会合のシナリオノート(FCCC/KP/AWG/2011/1-3)を想起した。同議長は、主要な政治問題の解決を図り、技術問題の進展を図る必要があると強調した。

開会ステートメントにおいて、アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、京都議定書の下での第2約束期間に向けた進展が進まないことへの懸念を繰り返した。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、新しい効果的な世界的気候体制を求め、このシステムに向けた京都議定書の貢献について話すよう求めた。EUは、2°C目標達成を可能にする全体的な野心度など、以前に述べた条件に沿う形で、第2約束期間を考える意思があると繰り返した。

グレナダはAOSISの立場で発言し、京都議定書第2約束期間に参加する意思がある締約国に焦点を当て、その条件を満たせるかどうか、どうすれば満たせられるかを探求するよう求めた。コンゴ民主共和国はアフリカグループの立場で発言し、ダーバンでの第2約束期間の合意は「絶対必要」と述べた。パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、議定書の下で新たなメカニズムを創設することがREDD+実施の最も効果の高い方法であると指摘した。

メキシコはEIGの立場で発言し、約束期間の間のギャップを回避する約束を表明する一方、2つの交渉トラック間の結び付きに焦点を当てた。ガンビアはLDCsの立場で発言し、議定書と距離を置こうとしている締約国に対し、柔軟性メカニズムは議定書に不可欠な要素であると想起し、CDMおよび適応基金を継続する必要があると強調した。エジプトはアラブグループの立場で発言し、気候変動に対応する最も重要な法的制度として議定書に焦点を当て、附属書I諸国に対し、第2約束期間に向けた法律上の約束を尊重するよう求めた。ボリビアはALBA諸国の立場で発言し、カンクンはAWG-KPにとり一歩後退であったとし、ダーバンでの第2約束期間に関する合意を求めた。

附属書Iの更なる約束：この問題は、6月7日、AWG-KPプレナリーで最初に議論された。締約国は、附属書I締約国の更なる約束における政治的要素に焦点を当て、一つのコンタクトグループで作業すると決定した。しかし、議長の改定案(FCCC/KP/AWG/2010/18/Add.1)にある技術的問題を議論するスピノフグループを並行して設置するかどうかでは意見が分かれた、この技術的問題には次のものが含まれる：数値と議定書改定(I章)；LULUCF(II章)；柔軟性メカニズム(III章)；手法論問題のバスケット(IV章)；対応措置の可能な影響結果(V章)。非公式協議に続き、コンタクトグループは、技術問題を議論するスピノフグループ設置で合意した。

コンタクトグループは、特に次の問題について議論した：第2約束期間において約束をする意思がない京都議定書締約国；柔軟性メカニズム；第2約束期間の約束に付随する条件および「ダーバンパッケージ」；ダーバン会合までの期間において進展を図る方法。

第2約束期間の約束をする意思がない京都議定書締約国に関し、セントルシアは、ボリビア、ブラジル、セネガル、コンゴ民主共和国、アルゼンチン、キューバ、ザンビア、中国の支持を受け、第2約束期間に関心

を寄せる附属書I締約国の条件に焦点を当てる一方、関心のない締約国の条件については留意するよう提案した。ロシア、日本、カナダは、京都議定書第2約束期間では目標を明記しないと繰り返した。ニュージーランドは、ロシアおよび日本と共に、議論から特定の締約国を排除することに反対した。日本とカナダは、京都議定書の実施における自国の経験を考えると、議論に貴重な貢献ができると強調した。

柔軟性メカニズムに関し、EUとニュージーランドは、第2約束期間がない場合でもカーボンクレジットの需要は継続すると強調し、EUは2013年以降のEU排出量取引スキーム継続を確保した法律制定に焦点を当てた。EUは、CDMクレジットへのアクセスが第2約束期間の目標を条件とするなら、各締約国は二国間取引で自身の規則を作らざるを得なくなると懸念したが、ニュージーランドは、非附属書I諸国における持続可能な発展および技術移転を推進させたCDMの役割を強調した。カナダと日本は、AWG-LCAでの市場メカニズムに関する並行議論に注目した。

セントルシア、アルジェリア、ツバル、ブラジル、中国、インド、ボリビアは、第2約束期間がない場合、共同実施およびCDMなど柔軟性メカニズムへのアクセスで合意するのは困難だと強調した。

ダーバンパッケージに関し、EUは、パッケージの要素、パッケージにおける第2約束期間の役割、非附属書I締約国がパッケージにどのような貢献をするかを定めることが有用であると述べた。セントルシアは、附属書I締約国の緩和約束は京都議定書概念の下で行われるとの確認を求めた。議論の中で、締約国は、次に示す多様な条件に焦点を当てた：LULUCF、市場メカニズム、手法論問題のバスケット、余剰割当量単位(AAUs)の繰越など技術的な規則の解決；努力の比較可能性；国際炭素市場へのアクセスの深化と拡大；MRV枠組みおよび国際的協議および分析(ICA)などカンクン合意の運用開始；全ての主要排出国を含む、世界的で包括的、法的拘束力のある合意に向けた進展；AWG-LCA交渉トラックとの首尾一貫性。

問題の進展を図る方法に関し、多数の締約国は、結果として京都議定書を改定するかどうか、改定する場合の方法について意見が一致しなかった。EUは、新しい市場メカニズムおよび結果としての議定書改定など、文書の大半に関する議論が行われいない事実は、「極めて憂慮される」と述べた。セントルシアはAOSISの立場で発言し、結果としての議定書改定に関する文章の議論を支持した。

6月17日、コンタクトグループの最終会合で、締約国は、技術問題スピノフグループにおける進展を歓迎し、議長の新しい改定案(FCCC/KP/AWG/2011/CRP.1)に基づき交渉を続けることで合意した、この改定案には、今回合会における文書スリム化、特にLULUCFおよび手法論問題バスケット分野での進展を歓迎した。

議定書改定/数値：議定書改定および数値に関するスピノフグループは、議長改定案(FCCC/KP/AWG/2010/18/Add.1)第I章の保留問題について検討した。議論の中で、締約国は、次の問題を取り上げた：全体および個別の排出削減目標；余剰AAUsの繰越；結果としての京都議定書改定を議論する方法。

附属書Iの全体目標、個別目標に関し、この問題は特に政治的な性質を有するが、約束期間の長さなど技術的な問題が未解決なままだと指摘された。約束期間の長さに関する意見の相違は残り、この問題の議論は続けられる。

余剰AAUsの繰越に関し、締約国は、事務局の作成した文書に基づき、右記のものなど多様なオプションについて議論した：繰越に関する条項は変更しないままとする；繰越は特定の%までに制限し、余剰AAUsの利

用は国内の遵守目的に限定する、そして／または高レベルで調整する；繰越は廃止する。この問題の議論が続けられる。

結果としての京都議定書の改定（文書のオプションBに記載）に関し、これらの問題の議論をAWG-KPの権限内とするかどうかに関し、大きな意見の開きが続いた。多数の締約国が、第2約束期間がこの問題の審議を左右すると強調した。

柔軟性メカニズム：柔軟性メカニズムに関する非公式グループでは、議長の改定案（FCCC/KP/AWG/2010/18/Add.1）の第III章（排出量取引およびプロジェクトベースのメカニズム）に基づき議論した。次の3つの主要問題が議論の焦点となった：締約国が達成を希望する基本的なもの；文書に関する作業をどう進めるべきか；現在ある提案の一部を排除できないかどうか。

特定のホスト国でのプロジェクト活動で発生するCERsの利用およびCDMプロジェクトの共同便益に関し、締約国は、CDM理事会に対する追加ガイダンスの議題項目で審議するためCOP/MOPに移せるかどうか議論した。特定のホスト国におけるプロジェクト活動から発生するCERsの利用の文章をスリム化するため、協議が行われた。

さらに締約国は、ディスカウトファクター、適応基金向けの収入の一部供与、共同実施、排出量取引、新しい市場メカニズム、補足性など、III章の他の全ての問題についても議論した。締約国は、これらの問題のいずれでも合意に達することができず、意見の一致に至らなかったことから、議長改定案に基づく議論が続けられる。

LULUCF；LULUCF関係問題は、4回のスピノフグループ会合で議論された。議長改定案（FCCC/KP/AWG/2010/18/Add.1）第II章に基づき議論が行われた。

議論された主な問題は次のとおり：伐採木材製品の議論方法、明確性および一貫性の確保、不可抗力に係る問題。さらに締約国は、植林による森林のための柔軟な土地利用、完全な土地ベースの算定への言及、森林関連の定義など、技術的な疑問点も議論した。

6月14日、共同進行役は、多様なオプションおよび締約国の懸念を盛り込み、第II章の頁数を40頁から12頁に減らしたスリム化文書を提出した。またこの文書では、冒頭に、LULUCFの実施は条約および議定書、および条約及び議定書の下での全ての決定書の、目的および原則に合致すべきと確認する数件のパラグラフが盛り込まれた。6月17日、共同進行役は、攪乱／不可抗力による排出量および除去量の扱いに関し、「忌憚らない議論」が行われたとAWG-KPコンタクトグループに報告した。この中には適用を受ける上で満たすべき基準も含まれる。共同進行役は、締約国数カ国が不可抗力の定義の改定を提案したと指摘した。さらにこの問題の文章改定の提案はないが、「近く締約国が共通の理解に至ると確信するものもある」と指摘した。

手法論問題バスケット：手法論問題バスケットのスピノフグループは、議長改定案（FCCC/KP/AWG/2010/18/Add.1）の第IV章の保留された技術問題について議論した。ニュージーランドが進行役を務める草案作成グループは、新しいGHGsおよび共通の計算方法に関する議論に続き、これらの問題の文章をスリム化する会議を開催した。草案作成グループでは、第2約束期間に三フッ化窒素を新しいGHGとして含めることに合意できれば意見の一致は可能であるとの、提案されたパッケージに関する進展があった。IPCC第4評価報告書(AR4)に記載されるハイドロフルオロカーボンおよびパーフルオロカーボンの種類を含

めることおよび六フッ化硫黄に関しては合意に達した。共通計算方法の文章スリム化においても進展がみられた。AWG-KP 16再開会合でもこれらの問題の議論が続けられる。

法律問題：この問題は、AWG-KP副議長のDiouf SarrおよびGerhard Loibl (オーストリア)が指導する非公式協議で議論されたが、法律オプショングループにおいて、議定書の結果としての改定を議論するかどうかで意見の一致に至らなかった。

対応措置：影響結果可能性に関するスピノフグループは、議長の提案書改訂版(FCCC/KP/AWG/2010/18/Add.1)第V章に残る保留された技術的な問題について議論した。影響結果可能性に関する情報交換の場として、常設フォーラムを設けるというオプションおよび既存のチャンネルを利用するというオプションの2つが残る。

閉会プレナリー：AWG-KP閉会プレナリーは、6月17日午後開催され、議長のAdrian Maceyは、議長提案書改訂版(FCCC/KP/AWG/2011/CRP.1)を提出した。同議長は、次のように報告した：第I章（改定および数値）では多少の進展が見られた；第II章(LULUCF)では、かなりの進展があり、40頁の文書が12頁に減った；第III章（柔軟性メカニズム）では大きな変化が見られなかった；第IV章（手法論問題のバスケット）では進展があり、新しいGHGsおよび共通計算方式における建設的議論がオプションAに盛り込まれた；第V章（影響結果可能性）は変更なしで残された。Macey議長は、コンタクトグループでは政治的議論をし、スピノフグループでは技術的作業をするという方式は成功だったと指摘した。同議長は、ダーバンで成果をあげるには次の問題に関し明確な進展を見せる必要があると述べた：附属書I締約国全体および個別の排出削減量；第2約束期間の特徴、内容、規則の適用可能性；AWG-KPとAWG-LCAとの関係；京都議定書を結果として改定するかどうかの議論における「広範な意見の不一致」の解決。

締約国は、AWG-KPの次回会合でのプロセスを早めるため、今回の会合を閉会するのではなく中断することで合意した。また締約国はErika Hasznos (ハンガリー)を報告官として選出した。Macey議長は報告書案(FCCC/KP/AWG/2011/L.1)を提出し、今回の会合が中断され、次回会合で再開されることを明らかにすべく改定しなければならないと指摘した。締約国は報告書を採択した。

アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、第1約束期間と第2約束期間の間でギャップが発生しないよう、第2約束期間を期限に合わせて設置すべきだと繰り返し強調した。同代表は、効果的な形で排出削減に取り組む法的拘束力のあるただ一つの制度として、京都議定書の下で第2約束期間を置くことはダーバン会合を成功させるカギだと強調した。同代表は、附属書I締約国に対し、現在の約束と目標とする2°Cの超過を防ぐため科学が必要としているものとのギャップを埋めるよう求めた。

EUは、現在の京都議定書の構造や制度の価値を強調し、議定書は全ての主要排出国に共通する規則ベースの枠組みを構築する上で最善の土台となると説明した。同代表は、第2約束期間を考えることが重要であると、これを広範な図にどう合わせるかさらに検討するよう提案した。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、京都議定書は全ての主要排出国を含める包括的な気候体制に向けた作業の重要な部分であると述べた。同代表は、この問題ではボン会合において手法論問題バスケットなどで前向きな一歩が達成されたと強調した。同代表は、緩和の世界的な内容を体系的に議論するよう求めた。

グレナダはAOSISの立場で発言し、1.5°C目標は危険にさらされているとし、緊急に決定すべきだと述べた。同代表は、「大変多くの附属書I締約国がAOSISの」目標を「共有」し、第2約束期間の価値と必要性を理解すると知り、安心してしていると述べた。同代表は、締約国に対し、建設的な議論に参加し、意思のある附属書I締約国が第2約束期間を約束できるようにするように嘆願した。

スイスはEIGの立場で発言しボン会合での進展を認め、ダーバン会合で成果を上げるようさらなる進展を誓うと表明した。

パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、次のように述べた：第2約束期間はダーバンの成果の一つであるべき；LULUCFの新しい規則は全ての除去量を対象とすべき；現在の規則の「ゲームの精神（gamesmanship）」は続けるべきでない；AWG-KPの作業を進めるには、閣僚の直接参加が必要である。

コンゴ民主共和国はアフリカグループの立場で発言し、第2約束期間は不可欠であり、AWG-LCAとの議題の関係づけを用いて交渉を遅らせるべきではないと述べた。

ガンビアはLDCsの立場で発言し、第2約束期間に対する約束を繰り返し、柔軟性メカニズムは京都議定書に不可欠であると強調した。

中国は、特に、附属書I諸国が設定した前提条件は実質的な進展を阻止するだけだとし、各国が政治的な意思を表明し、第2約束期間では歴史責任を負うことを希望すると述べた。

インドは、進展のなさを嘆き、AWG-LCAと議題を関係づけさせるのは「遅らせるための戦術」であるとし、附属書I締約国の「比較可能性と責任」への言及を除き、議定書のトラックと条約のトラックの決定書同士を結び付けるものは何もないと強調した。

バングラデシュは、第2約束期間の間の京都議定書継続と柔軟性メカニズムの継続を求めると共に、「将来のいずれかの時点」において、公平でバランスの取れた法的拘束力のある合意を求めた。

エクアドルはALBAの立場で発言し、野心レベルの向上を進めるため、ダーバン会合の前のハイレベル会議開催を提案し、パナマにおける次回の会合期間外会合の開催は、このプロセスに対する同地域の努力を示すものだと述べた。ソロモン諸島は、京都議定書第2約束期間の代案はないとし、「京都を殺すことは人間性を殺すことだ（killing Kyoto will kill humanity）」と述べた。

ブラジルは、新しい体制など必要ないとし、UNFCCCは既に全ての国を含める体制であり、京都議定書はその一つの道具で、AWG-LCAはこの枠組みの一つのプロセスだと述べた。同代表は、既存の体制の強化と活用のため努力するよう求めた。

Carbon Markets and Investors Associationはビジネスおよび産業NGOsの立場で発言し、気候変動との戦いにおける民間部門の投資と参加を確保する重要なカギになるとして、CDMの将来をダーバン会合で明確化するよう求めた。

気候行動ネットワークは環境NGOs(ENGOs)の立場で発言し、適切に更新可能な長期枠組みや法的拘束力のある特性、共通計算規則、MRV、遵守システムなど、京都議定書中の保持すべき要素に焦点を当てた。同代表は、過去10年間の作業実績を捨て去らないよう促した。

Climate Justice NowはENGOsの立場で発言し、現在のプレッジでは気温が少なくとも5°C上昇するとし、京都議定書が唯一のオプションでありダーバン会合は法的拘束力のある約束の継続を確保できる最後の機会であると述べた。

若者NGOsは、京都議定書の約束期間同士でギャップが生じないようにすることを求めた。同代表は、排出削減を実行できる法的拘束力のある国際体制を求め、「プレッジアンドレビュー」方式は科学の要求に応じるには十分ではないと指摘した。

AWG-KP議長のMaceyは午後5時22分、AWG-KPを中断した。

#### 条約の下での長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ

AWG-LCAの第14回再開会合は6月7日火曜日に開会し、Daniel Reifsnyder (米国)が議長を、Margaret Mukahanana-Sangarwe (ジンバブエ)が副議長を引き続き務めた。

Reifsnyder議長は、バンコクで採択された議題書(FCCC/AWGLCA/2011/5)がボンでのAWG-LCAの作業構成および範囲を示し、決定書1/CP.16 (AWG-LCAの作業成果~~work~~)実施に向けた作業ならびに未解決の問題の両方が含まれると説明した。締約国は、議長提案の作業構成書(FCCC/AWGLCA/2011/6)に同意した。

会合期間外の活動に関し、メキシコはCOP議長の立場で発言し、交渉を進める活動の一環として次の項目について報告した：3月のカンクン合意実施に関する閣僚会合；オブザーバーグループとの非公式会議；4月のグリーン気候基金設計に関する暫定委員会第1回会合；5月、南アフリカと共催した適応に関する閣僚協議。同代表は、メキシコは次期COP議長国の南アフリカと協力し、今後数か月間に追加協議を開催すると指摘した。南アフリカは、次期COPおよびCOP/MOP議長がCOP 17およびCOP/MOP 7に期待される成果に関する協議をボンで開催すると発表した。このオープンエンドの非公式協議については下記を参照：

<http://www.iisd.ca/vol12/enb12508e.html> 、 <http://www.iisd.ca/vol12/enb12509e.html>

事務局は、グリーン気候基金設計の暫定委員会の活動を紹介し、4月にメキシコシティで第1回会合を、6月にボンで第1回テクニカルワークショップを開催したと述べた。

アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、AWG-LCAから補助機関への議題の移行に警告を発し、決定書1/CP.16においてSBIでの審議が義務付けられている問題はAWG-LCAのバランスのとれた成果の中に盛り込まれるべきだと述べた。G-77/中国は、ダーバン会議の前にもう1回交渉会合を持つ必要があると強調した。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、新しい体制を築き上げるには時間がかかるとし、ダーバンはカンクンでの作業を進めることができるプロセスの次の一步であると指摘した。同代表は、特に2013年から始まる長期世界目標のレビューにおいては先進国および途上国ともMRVが重要になると強調した。同代表は、新しい合意というのはダーバンでの展望にはないと指摘し、将来の法的行動の基礎となる制度やプロセスの設定を求めた。

EUは、2°C目標達成の機会はなくなりつつあると指摘し、特に緩和に関し、カンクン合意実施のための作業を早める必要があると強調した。同代表は、野心レベルを高めるよう求め、MRVの重要性を強調し、包括的で法的拘束力のある枠組を求めた。ベラルーシは経済移行国の立場で発言し、技術移転およびキャパシテ

イビルディングの重要性を強調した。スイスはEIGの立場で発言し、NAMAレジストリの早期設置、ならびに国際援助を求めるもの、求めないものの両方に対するNAMAsガイドラインの採択を求めた。

グレナダはAOSISの立場で発言し、3-4°Cの可能性が高い温暖化への対応に緊急性が欠けていると嘆き、カンクン合意は一步前進であるが、範囲や実質的な内容、野心度はまだ不十分であると強調した。エジプトはアラブグループの立場で発言し、ダーバンの成否は共通するが差異のある責任など条約の原則に基づくバランスのとれた成果を得られるかどうかにかかっていると述べた。ガンビアはLDCsの立場で発言し、特に次の点を求めた：厳格な目標；包括的な枠組み；短期、中期、長期的な適応プログラム；長期資金。

コンゴ民主共和国はアフリカグループの立場で発言し、特に次の点を求めた：先進国に関する国際評価およびレビュー(IAR)の強化；長期資金に関するCOP 17決定書ならびにグリーン気候基金の運用開始；カンクンで設立された適応委員会を通ず活動を含めた緊急の適応行動。同代表は、資金規模は総額が固定されているわけではなく、実施される緩和行動により異なると述べた。

ベネズエラはALBAの立場で発言し、このプロセスは締約国主導であると強調し、忌憚のない、全員参加型の協議を行って、信頼感を回復し、協力の精神を養うよう求めた。

パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、REDD+は費用対効果の高い早期の気候変動緩和行動を可能にすると強調した。同代表は、特にREDD+に関し約束された資金の支払いを求め、市場メカニズムを含めるが、これに限らず可能性のあるREDD+関連問題の資金オプションについて、AWG-LCAで議論するよう提案した。

**3、4、5、6**の各項：この問題は、議題項目の次の各項を対象とする：COP 17に提出されるべき成果文書の作成；長期世界目標のレビュー；法的オプション；市場経済への移行期にある附属書I締約国およびCOPが認めた特殊事情を抱える附属書I締約国を含めた、その他の問題。

6月7日のAWG-LCA開会プレナリーにおいて、締約国は、これらの問題を一つのコンタクトグループで議論し、その議長をAWG-LCA議長のReifsnyderとすることで合意した。第1回コンタクトグループ会合は6月7日に開催された。締約国は、下記項目に関する同グループの作業を非公式協議で進めることで合意した：

- É 共有ビジョン、進行役はMukahana-Sangarwe副議長；
- É 先進国の緩和、進行役はChristian Pilgaard (デンマーク)とJosé Alberto Garibaldi Fernández (ペルー)；
- É 途上国のNAMAs、進行役はPilgaardとGaribaldi Fernández；
- É REDD+、進行役はAntonio Gabriel La Viña (フィリピン)；
- É セクター別アプローチおよびセクター別行動、進行役はGeorge Mulama Wamukoya (ケニア)；
- É 緩和行動（市場アプローチ、非市場アプローチ）の費用効果を高め、推進するため市場を利用する機会など、多様なアプローチ、進行役はGiza Gaspar Martins (アンゴラ)；
- É 対応措置、進行役はAlfred Ndungu Gichu (ケニア)；
- É 適応、進行役はKishan Kumarsingh (トリニダードトバゴ)；
- É 資金、進行役はGeorg Børsting (ノルウェー)；
- É 技術、進行役はJukka Uosukainen (フィンランド)；
- É キャパシティビルディング、進行役はUosukainen；

- É 長期世界目標のレビュー、進行役はMukahana-Sangarwe副議長；
- É 合意成果の法律上のオプション、進行役はMaría del Socorro Flores (メキシコ)；
- É その他の問題—経済移行国およびCOPが特殊国情を認識した諸国、進行役はKunihiko Shimada (日本)；
- ツバルは、ボリビアとニカラグアの支持を受け、REDD+の議論の透明性に対する懸念を表明した。

AWG-LCA議長のReifsnyderは、オブザーバーの参加を認めるかどうかは、各非公式グループの締約国次第であると想起した。同議長は、REDD+に関する非公式グループ会合を開催し、オブザーバーの参加を認めるかどうか決定するよう提案した。その後、REDD+に関する非公式グループは、オブザーバーにも会議参加を認めることで合意した。

AWG-LCAの各コンタクトグループは、今会合中に5回会合し、進展状況を見極めると共に、各非公式グループの進行役の報告を聞いた。6月17日金曜日の最後のコンタクトグループ会合において、同グループは今後の進め方について議論した。AWG-LCA議長のReifsnyderは、非公式グループでの作業に関する事務局作成の提出文書および技術的作業について、各締約国提案のリストを提示した。同議長は、このリストをAWG-LCA閉会プレナリーに送るよう提案した。多数の締約国が、盛り込まれていない要素があると強調した。6月17日夜のAWG-LCA閉会プレナリーにおいて、Reifsnyder議長は、非公式協議でも、AWG-LCA第14回再開会合までに提出文書および技術的作業について合意するには至らなかったと報告した。同議長は、決定書1/CP.16 (パラグラフ47および67)の下での締約国の文書提出は引き続き歓迎するとし、いかなる問題であれ、いつでも文書提出をしてよいとの招請を利用できる可能性があるとして述べた。

Reifsnyder議長は、ボン会合後の締約国提出文書は、AWG-LCA第14回再開会合前にその他の文書 (miscellaneous document) の中にとりまとめられると述べた。同議長は、ボン会合期間中に締約国が提出した文書を別のその他の文書に取りまとめることを提案し、AWG-LCA非公式グループの進行役が作成した覚書には公的な立場はないとの認識にたち、現在オンラインで入手可能なものを情報文書に取りまとめるよう提案した。

フィリピンは、G-77/中国とその加盟国がボン会合期間中に提出した文書は全て会議室ペーパーに反映させ、AWG-LCA再開会合に回すよう求めた。同代表は、G-77/中国が提案した文章を交渉のベースにすべきだと強調した。中国は、進行役の覚書を情報文書に取りまとめることに反対し、覚書は既にオンライン上で入手可能であると述べた。

Reifsnyder議長は、G-77/中国には、自グループの提出文書を会議室ペーパーの形式とするよう求める権利があると確認し、同じ権利は他の全ての締約国にもあてはまると指摘した。事務局は、会議室ペーパーは締約国が決定書草案を提出する際に良く利用されているものだが、広範な目的にも用いられてきたと明言した。また事務局は、会議室ペーパーは通常1回の交渉会合期間中しか有効期間がないが、AWG-LCA 14が9月/10月に再開されることから、ボン会合の会議室ペーパーは「もう一まわり期限を延ばすことができる」と説明した。

締約国は、ボン会合での提出文書をその他の文書に盛り込むことで合意した、ただし締約国が事務局に対し特定の提出文書を会議室ペーパーとするよう希望する場合は別とする。また締約国は、進行役の覚書のオ



オンライン掲載は進行役の作業が進めるとし、全ての技術的作業を会合期間外ではなくAWG-LCA第14回再開会合中に行うことで合意した。

**緩和:先進国による緩和:** 6月9日、AWG-LCAは、先進国の緩和に関する会合期間中ワークショップを開催した。ワークショップでの議論に関する報告は下記を参照:

<http://www.iisd.ca/vol12/enb12506e.html>

先進国の緩和に関する非公式グループにおいて、多数の締約国が、「野心面のギャップ」を埋めるには、先進国の緩和約束の野心レベルを高める必要があると強調した。多数の先進国は、野心レベルを交渉トラックの中の概念において、さらには野心レベルのギャップを埋めるのに貢献できる全ての国に関して、検討すべきだと強調した。

ダーバンでの成果に関し、一部の締約国は、緩和約束を記載する附属書を付けたCOP決定書とするよう求めた。他の締約国は、京都議定書の締約国である附属書I諸国の第2約束期間（の約束）、さらには議定書の締約国でない附属書I諸国による同等の約束を強調した。さらに締約国は、次の項目で合意する必要があると指摘した:MRVのガイドライン、これには隔年報告書に関するもの、および長期世界目標の適切性の2013-2015年レビューに先立ち最初の報告書を提出する期限も含める; IARに関するガイドライン; LULUCFに関する明確な規則、および市場メカニズムの利用に関する明確な規則; 遵守に関するアドホックワーキンググループ。

また、締約国は**IARプロセスおよび関連の算定問題**について検討した。一部の締約国は、算定規則に関する詳細な議論をする前にIARの議論を行うべきだと述べたが、他のものは、IARに関し概念的かつ手法論的作業をするよう求めた。締約国は、IARプロセスへのインプットの可能性として次のものを提案した: 年間GHGインベントリ; 隔年報告書; 専門家レビューチームの報告; 国別報告書。多数の途上国が、IARの頻度およびその必要条件はICAのそれより費用がかかるものであってはならないと強調した。これら諸国は、IARプロセスは先進国による緩和努力の比較可能性を確保する上で重要だと強調した。

算定規則に関し、多数の途上国および若干数の先進国は、排出目標、基準年、部門、GHGs、バンキングと貿易、LULUCFに関する共通の規則を支持した。先進国数か国は、約束の表現における柔軟性を求めた。

遵守に関し、多数の途上国が、遵守メカニズムの推敲を求めたが、少数の先進国は、IARは推進可能である一方、懲罰的でないものにすべきだと述べた。ある途上国は、遵守メカニズムが国際炭素市場参加資格を決定すべきだと述べた。

共同進行役は、先進国の緩和に関する議論推進を助けるべく、2つの覚書を作成した。最初の覚書は先進国による隔年報告書の可能要素に関するものであり、隔年報告書の広範な要素を主題別で記載し、共同進行役の意見では、締約国の意見を広い意味で集約するものである。第2の覚書は、共同進行役によるIARの議論の概要である。

**途上国による緩和:** 6月10日、AWG-LCAは途上国の緩和に関する会合期間中ワークショップを開催した。ワークショップの報告書については右記を参照: <http://www.iisd.ca/vol12/enb12507e.html>

途上国の緩和に関する非公式グループ会合で、締約国は当初、ボンでの優先議題、ボンとダーバン会合の間に議論すべき問題、ダーバン会合への期待感の明確化に焦点を当てた。

ボン会合での優先議題に関し、多数の締約国がNAMAレジストリに焦点を当てることを支持した。一部のものは、NAMAレジストリの設計および機能に関する事務局のテクニカルペーパー作成を提案した。さらに一部の締約国は、途上国による隔年報告書で可能性ある構成の概要を示す必要があるとし、これに最新の国内GHGインベントリおよび緩和行動に関する情報を付ける必要があると指摘した。締約国数か国は、途上国の緩和約束を体系的に示す必要があることに注目し、このための共通報告書様式の考案を支持した。

ボン会合とダーバン会合の間で議論されるべき問題に関し、特に、NAMAsレジストリを活用したNAMAs支援推進に関する方法論およびガイドライン、ならびにMRVに関する会合期間外の専門家技術作業が支持を集めた。多数の途上国は、次の項目も明確にするよう求めた：NAMAs作成に対する途上国支援；「支援推進 (facilitation of support)」の意味合い。

ダーバン会合への期待感に関し、一部の締約国は、非附属書 I国の隔年報告書に対するガイドライン、ならびに2013-2015年に予定される世界長期目標レビュー向けの報告書作成に関する指針を採用する必要があると強調した。また一部の締約国は、ICAの主要要素および方法論をダーバン会合において推敲するよう提案した。

締約国は、ICAプロセスも検討し、インプット、ICAの基礎、順序および範囲、アウトプット、ボン会合後の次のステップに焦点を当てた。多数の締約国が、ICAは最新の隔年報告書に基づかせるべきだとし、支援を受けていない緩和行動に関する情報のみで構成されるべきだと提案した。ICAの基礎に関し、多数の締約国が、ICAはIARとは明らかに異なり、レビューや遵守評価を含まないと強調した。さらに締約国は、ICAは努力の比較可能性ではなく透明性を強化し、推進するものであり、途上国のNAMAsの多様性を念頭に運用されると強調した。一部の締約国は、途上国の報告の頻度及び内容は、支援の提供に左右されると指摘した。

順序および範囲に関し、一部の締約国は、ICAプロセスは、諮問的な公共の部分だけでなく、技術的、分析的な部分で構成されるべきだとし、SBIの権限の下で実施され、全ての締約国に開かれたものとする提案した。その他の締約国は、SBIの下での諮問プロセスは、対立的でなく、インタラクティブな形で議論すべきだと説明した。一部の締約国は、諮問プロセスを全ての締約国に開放することに反対した。多数の締約国が、アウトプットとして、サマリー報告書では未達成を議論しないことを支持した。

進行役は、この問題の更なる議論を進めるため、2つの覚書を作成した。最初の覚書は、ICAの議論のまとめであり、2番目の覚書は、隔年報告書の更新問題で提起された課題の概要を含める。

**REDD+**：REDD+に関する非公式グループの議論では、検討すべき課題を明らかにし、結果ベースの行動を全面的に実施するための資金オプションに焦点が当てられた。

**REDD+実施の資金**に関し、一部の途上国締約国は、先進国締約国に対し、REDD+の準備に必要な追加資金の提供を求め、早い段階からキャパシティビルディングを取り入れることの関連性を強調した。

**全面的実施のための資金源**に関し、一部の締約国は、準備段階では公共資金が重要な役割を果たすべきだが、第3段階では、別の資金調達オプションのバスケットも検討すべきだと述べた。可能な資金源として次のものなどが指摘された：国レベル、国際レベルの公共資金；グリーン気候基金の下にREDD+の窓口を置く可能性；市場メカニズム。一部のものは、追加資金源として、国際航空輸送および海上輸送に対する課税を提案した。多数のものが、資金源は全て補足的なものであるべきだと強調した。しかし一部の締約国は、REDD+

のための市場メカニズムの利用に警告した。また一部のものは、市場ベースアプローチは制約するシステムがあつてこそ機能すると指摘した。多数の国は、特に非森林化の推進要素に対応する上では、民間部門が資金の提供で役割を果たせると強調した。多数のものが、どの資金源を利用しようとするか決定するのは各国であると強調した。多数の国は、情報のギャップを強調し、REDD+に対する資金供与のMRVの重要性を強調したが、ある先進国は、これに反対し、資金問題は別のグループの権限であると指摘した。

*セクター別アプローチおよびセクター別行動*：セクター別アプローチおよびセクター別行動の議論では、次の問題に焦点が当てられた：今後の進め方；セクター別アプローチの一般枠組み；農業；航空輸送および国際輸送。

締約国は、一般枠組みで考えられる主要要素およびオプションを指摘した、この中には次のものが含まれる：条約4.1条(技術移転)への言及；セクター別アプローチの自主参加という特性；共通するが差異のある責任の原則。一部の締約国は、一般枠組みを検討しないことを希望した。農業に関し、締約国は、前回会合から回付された文章が今後の議論の土台として優れていることで合意した。

進行役のWamukoyaは、6月17日、覚書を提出した、この覚書には一般枠組みの議論における4つのオプション、農業に関する文書、国際航空輸送に関する新しい文書、国際航空輸送および船舶輸送の議論に関し締約国が提案する6つのオプションについての新しい文書が記載された。

*市場アプローチおよび非市場アプローチ*：市場アプローチおよび非市場アプローチに関する非公式グループ会合で、締約国は、COPが設置すべき新しいメカニズムがあるか、あるとすればどういうものかを議論するよう求められた。議論の焦点は、COP 17に送るべき決定書草案および設立可能な新しいメカニズムの提案であった。

一部の締約国は、新しい市場メカニズムが設置可能かどうか議論する前に京都議定書の第2約束期間で合意する必要があると強調した。ダーバン会合への期待感に関し、締約国は、次の問題の概要を紹介した：新しい市場メカニズム設置の決定；環境十全性など、既に合意された原則に基づく新しい市場メカニズムの設置；報告書作成など、方法および手順の推敲；ガバナンス構造の設置。数カ国の締約国は、新しいメカニズムの目的はCDMなど既存のものを置き換えるのではなく、補足するものだとして強調した。ある締約国は、新しい市場メカニズムは全て国際的な枠組みの中に設置されるべきだと述べた。特定の要素に関し、ある締約国は、二重計算を回避する措置などに焦点を当てた。

議論の中で、多くの締約国が、市場および非市場メカニズムの精緻化に関する文書を提出し、全ての締約国がこれら提出文書の議論に参加した。

進行役は、市場および非市場メカニズム推敲という委託条件を満たすには、何を議論すべきか、同進行役の評価を示した覚書を作成した。

*対応措置*：対応措置の影響に関する非公式グループの議論では、次の問題など原則および政治的問題に焦点が当てられた：対応措置に関する常設フォーラムの設置；対応措置の影響に関する情報共有のため、国別報告書など既存のチャンネルの利用；取引に対する障壁。多数の締約国が、カンクン合意で合意された、対応措置実施の影響に関するSBI/SBSTAの合同フォーラムに言及した。この問題に関する議論はAWG-LCA 14で再開される。

適応：適応に関する非公式グループで、締約国は、新しい適応委員会の運用開始、構成、方法および手順に関し意見交換を行い、他の制度や国家適応計画、グリーン気候基金との関連性を強調した。

進行役のKumarsinghの進展報告書では、委員会に対するガイドラインおよび方法について意見の集約があったと指摘した。締約国は、委員会の活動に関する表現の簡素化を試みたが、意見の違いが続いた。一部の先進国は、委員会の機能の詳細決定を希望し、これにより委員会の構成員に求められる専門性が明らかになると指摘した。数カ国の途上国は、「細部規定管理 (micro-managing)」に警告し、決定書1/CP.16に記載するのとおり、機能のリストアップを希望し、それによりCOP 16から委託された同グループの権限を超えないことが保証されると述べた。

6月17日、進行役のKumarsinghは自身の覚書について報告し、この覚書には決定書草案文書が含まれ、締約国間の広範な意見の一致点が示され、この文書を土台としてダーバン会合までの追加議論をすることでおおまかな意見の一致があると述べた。

資金：資金に関する非公式グループの議論の主眼は新しい常任委員会に関してであった。締約国は長期資金についても検討した。

常任委員会に関し、多数の締約国は、ダーバンでのCOP 17までに運用開始されるべきだと述べた。しかし、締約国は、常任委員会の役割は諮問的なものかそれとも監督的なもので意見が分かれた。一部の締約国は、常任委員会の機能/活動に焦点を当てるよう提案した。他の締約国は、実際的な手法を提案し、常任委員会が国際気候変動体制構築で有用な役割を果たせる能力に先入観をもたないよう警告し、COP決定書へのガイドダンスに焦点をあてる必要があると指摘した。

同委員会の役割と機能に関し、締約国は次の問題について意見交換を行った：気候変動の資金供与を行う上での一貫性および協調性を改善することと資金メカニズムの合理化との違いの明確化；支援のMRVにおいて常任委員会果たせる役割；同委員会とCOPとの関係。

一貫性と協調性に関し、一部の締約国は、条約の内外における気候変動のための資金供与の細分化に留意し、常任委員会が行える協調性の機能として、資金面のギャップの明確化、条約内外の資金源の概要を提供、資金の流れおよび世界目標に向けての進展状況に関する情報収集などを挙げた。また条約の下での「資金過多 (plethora of funds)」を合理化し、その役割を再決定し、さらにグリーン気候基金との関係を再度決定する必要があることも議論された。

MRV支援で、注目された問題は次のとおり：MRVは緩和に限定される；登録簿などの制度の必要性；MRVに対する条約の下でのメカニズム。

また締約国は、G 77/中国、アフリカグループ、アンブレラグループの一部のメンバー、EU、トルコ、インドから提出された常任委員会に関する5つの提出文書についても議論した。一部のものは多様な提案に共通する点を指摘し、このグループで何をする必要があるかと、詳細な作業計画など常任委員会での審議に回せるものが何か、区別する必要性も指摘された。多数の締約国が、常任委員会の作業において証拠に基づく手法をとることを支持し、これは資金メカニズム関係の問題に関し、常任委員会が専門的で客観的、偏見のない助言を行えるようにすると述べた。一部のものは、同委員会がCOPをどう補佐できるかに焦点をあてる

よう提案し、どのタイプの補佐が必要かは、時間の経過とともに明らかになると指摘した。このグループの作業のアウトプットは、資金に関する進行役の非公式覚書に記載された。

6月17日、進行役のBörstingは、締約国が次回会合に至るまでの資金に関する技術ワークショップの開催について議論したが、結論が出なかったとし、この問題に関する締約国の提出文書を自身の覚書に付すと述べた。長期資金に関する決定書の要素も、進行役の覚書に付された。

技術：技術に関する非公式グループにおいて、締約国は、新しい技術メカニズムを2012年に完全運用開始するためのアレンジについて議論した。ボン会合での交渉の優先課題およびダーバン会合への期待感が議論され、気候技術センター・ネットワーク(CTCN)が議論の焦点となった。

多数の締約国が、気候技術センターのホストの評価および選抜に用いる基準および提案の呼びかけに注目するよう求めた。締約国は、組織が提案の呼びかけに応えられるにはどのような情報が必要か、検討する必要があると指摘し、気候技術センターのホストとなりうる組織のタイプについて議論し、組織の経験だけでなく、その利用可能な資源についても検討する必要があると指摘した。

さらに締約国は、CTCNのガバナンス構造および委託条件についても議論した。締約国数カ国は、CTCNの範囲およびホスト組織を決定する前に、正確なガバナンス構造を決めるのは困難だと指摘した。多くの締約国は、小規模、効率的、柔軟性のあるホスト組織を支持した。先進国は、新しい統治組織の創設を求めないオプションを希望したが、CTCNは既存の国連組織内に専務理事と少人数のチームを置き、技術執行委員会(TEC)が戦略指針を提供することを希望した。

数カ国の締約国は、TECとCTCNの関係を決定し、センターとネットワークの関係も定める必要があると指摘した。先進国は、TECがCTCNを監督する役割を持たないことを希望したが、途上国は、TECが監督機能を提供することを提案した。

CTCNの機能に関し、多数の締約国が、詳細を検討するよう求め、ホストとなりうる組織への委託条件には役割や機能を入れる必要があると強調した。このグループのアウトプットは進行役の覚書に盛り込まれる。

AWG-LCAコンタクトグループ会合において、進行役のUosukainenは、締約国がCTCNの立ち上げに必要な作業について議論したと報告し、その内容は2012年の技術メカニズム完全運用開始に向けたアレンジの可能性に関する覚書に盛り込まれると述べた。同進行役は、締約国がこの覚書を議論の構成を助ける参照ツールとして用いたいとの希望を表明したと述べた。同進行役は、締約国が次のものを含めた数件の措置をとると決議したと述べた：事務局に対し、CTCNへの参加に関心を表明した全ての組織について記録し、そのリストを取りまとめ、これをUNFCCCのホームページに掲載して締約国が利用できるようにするよう要請する；締約国に対し、この問題に関する考えや提案を提出するよう求める。

キャパシティビルディング：キャパシティビルディングに関する非公式グループで、締約国は、モニタリングおよびレビューの今後の進め方、そして制度アレンジについて議論し、キャパシティビルディングのクロスカッティングな特性を強調した。制度アレンジに関し、締約国は、決定書1/CP.16において多くの分野にキャパシティビルディングが組み込まれていることへの満足感を表明したが、このこと自体、キャパシティビルディング活動の広範な拡大に向け課題を課すと指摘した。一部の締約国は、この問題に対応する新しい制度メカニズムの創設を提案したが、他のものは、重複し非効率になる可能性があるとして懸念を表明した。

MRVに関し、数カ国の途上国は、UNFCCCの報告作成基準達成のための資金を持たない締約国にとり、報告書作成要求は深刻な課題を課すとして懸念を表明した。この例としてNAPAs完成の遅れが指摘され、締約国は効果的な報告作成を可能する必要があると強調した。

6月17日、進行役のUosukainenは、次のステップに焦点を当て、この問題を取りまとめた進行役覚書を作成したと述べた。

共有ビジョン：長期的協力行動に関する共有ビジョンの非公式グループは、決定書1/CP.16に要求するとおり、排出削減の世界目標、世界のGHG排出量のピーク時期に関する時間枠を明らかにすべく作業した。締約国は、次を含め、検討すべきその他の問題も指摘した：

- É 最新の科学、そして共通するが差異のある責任などの条約の原則に基づく世界目標の必要性；
- É 貿易；
- É 公平性；
- É 持続可能な発展へのアクセスの公平性；
- É 人類と自然との調和を確保するため母なる大地の権利を守る；
- É 国際気候正義裁判所を通じた遵守；
- É 移民；
- É 戦争；
- É 炭素予算；
- É 資金、技術、適応の世界目標；
- É バリ行動計画の全要素に関する行動強化；
- É 歴史的責任；
- É 京都議定書の第2約束期間；
- É 各国の存続の権利；
- É 対応措置

締約国は、2050年までの排出削減世界目標について議論した。多数の先進国がそれぞれの国内排出削減目標の概要を説明し、数カ国の締約国は、先進国と途上国とで異なるピーク年を認める必要があると指摘した。締約国は、次の必要性も強調した：社会問題、人道主義の問題を検討する；世界目標に沿い、世界炭素予算も検討する；排出キャップのデータおよび共通するが差異のある責任の原則に配慮し、事務局が取りまとめ文書を作成する。

進行役は、非公式グループで締約国が議論した問題を取りまとめ、覚書を作成した。この覚書には共有ビジョンに関する決定書草案が括弧つきで記載される。

レビュー：世界長期目標のレビューに関する非公式グループはその範囲、原則、プロセス、インプット、進め方を検討した。

レビューの範囲に関し、一部の締約国は、長期目標の適切性に焦点を当てる必要があると強調したが、他のものは、決定書1/CP.16が条約の実施の議論および世界目標達成に向けた全体の進展状況の議論を義務づけていると述べた。他のものは、決定書1/CP.16がCOPに対し、レビューに基づき適切な行動をとるよう要請し

ているとして、条約の構造を改定すべきかどうかの議論もレビューに含めるべきだと述べた。一部の締約国は、広範なスコープの採用に警告した。ある締約国は、途上国に対する支援のレビューを提案した。

**主要原則**に関し、一部の締約国は、締約国主導プロセスの必要性を強調し、多数のものが、共通するが差異のある責任、公平性、透明性の検討を支持した。

**インプット**に関し、締約国は、可能な情報源について検討し、一部のものはIPCCのAR4、IPCC第5次評価報告書(AR5)の各作業部会報告書、提案されている隔年報告書、各国の気候政策および行動に焦点を当てた。他のものは、2013年以前のプロセス開始、クリアリングハウスメカニズムからのインプット収集を提案した。ある締約国は、レビューでは損害回避および2°C以下の目標の利益についても検討すべきだと述べた。

**規則**に関し、一部の締約国は、レビューの実施には既存のメカニズムの利用を希望するとし、新しいメカニズムの設置に反対した。多数の締約国が、段階的手法を提案した、この中には、情報の収集と取りまとめ、その評価、結論の作成と提案、2015年の提案審議が含まれた。

進行役は、非公式グループ会合での締約国の論じた問題の概要を記載する覚書を作成した。この覚書には括弧書き付きの決定書草案も含まれた。

**法的オプション**: 法的オプションに関する非公式グループは、今後の進め方、法的オプションとAWG-LCAの可能な成果に含まれる主要要素に焦点を当てた。

多数の途上国は、AWG-LCAでの進展を可能にするには、AWG-KPトラックでの進展が欠かせないと強調し、AWG-LCAの下で可能な法的拘束力のある成果は京都議定書第2約束期間を補足するものだとして強調した。他の先進国は、法的形式を明確化するなら交渉の実質的内容での打開を図り、京都議定書の下での決定を進めると述べた。一部の途上国は、これに反対し、法的形式の結論を得る前に実質的な内容を明確にする必要があると述べた。

**可能な要素**に関し、締約国は、特に次の点を強調した: バリ行動計画の要素; 共通するが差異のある責任の原則; 緩和約束、MRV、アカウンティング、市場ベースメカニズム、支援、遵守、制度アレンジ。

**法律オプション**に関し、一部の締約国は、条約の議定書を支持したが、他のものは条約の改定および他のCOP決定書を支持した。一部の締約国は、法的拘束力のあるものと、進行役の覚書に「政治的拘束力のある」と記載された要素との組み合わせの可能性を提案した。締約国が条約17条(議定書)の下で既に提出した提案に基づき、多数のものが、進行役による法的形式のオプションに関するペーパーの作成を支持した。これらのものは、提案の実質的な要素を検討するなら、締約国間の理解を深められると指摘した。一部の途上国は、これに反対し、そのようなことをするには議論自体、時期尚早であると述べた。結局、ある締約国は、進行役が議論や異なる意見を網羅したサマリーを作成することを提案し、多くのものがこれを支持した。進行役のFloresは、6月16日、締約国が表明した意見をとりまとめたサマリーを提出した。

**その他の問題**: 市場経済移行プロセスにある附属書I締約国: 非公式協議において、締約国は経済移行国である附属書I諸国が提出したCOP 17決定書草案について議論し、特に低排出の経済成長について審議した。

**COPが認める特殊事情を持つ附属書I締約国**: 非公式協議において、締約国は条約の下での現在の締約国の分類に関するトルコの懸念について意見交換を行った。

閉会プレナリー：AWG-LCA閉会プレナリーは、6月17日金曜日夜に開催された。UNFCCC事務局長のFigueresは、9月の最終週および10月の最初の週に会合期間外会合を開催するだけの資金供与があったと報告した。同事務局長は、場所は6月21日に確定すると述べた。

今後の進め方に関し、AWG-LCA議長のReifsnnyderは、AWG-LCAが第14回会合を中断し、9月/10月の再開会合において、バンコックで合意された議題書に基づき、またボン会合で設置された一つのコンタクトグループおよび非公式グループをベースに、作業を継続することを提案し、締約国もこれに同意した。

南アフリカは、次のCOP 17およびCOP/MOP 7の議長国として発言し、ダーバン会合への締約国の期待感に関する議長主催のオープンエンド非公式協議について報告した。同代表は、締約国、オブザーバー、利害関係者の間で建設的かつ広範な協議が行われたほか、地域グループおよび交渉グループとの会議、さらには多数の締約国との二者間協議も行ったと報告した。同代表は、ダーバン会合に向け、透明かつ参加性の高い形を取り続けるとの南アフリカの約束を繰り返した。また同代表は、ダーバン前の次期議長国協議開催について、確定した日程を次のとおり紹介した：7月3-4日、ドイツ政府と協力してドイツのボンで閣僚会議を開催、7月25-26日、ニュージーランド政府と協力し、交渉担当者の会議をニュージーランドのオークランドで開催。さらに同代表は、次の暫定的な日程も指摘した：9月5-9日の週に交渉担当者の会議に続き閣僚会合を開催、利害関係者との会議もこれに合わせて開催する；11月23-26日、交渉担当者の会議に続き、慣習となっているCOP前の閣僚会議を開催、この場合も利害関係者との会議を合わせて開催。

アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、バランスのとれた、かつ野心的なダーバン会合の成果では、緩和が重要であると強調し、緩和に関する適切な行動をとるには、ダーバンにおいて、京都議定書の第2約束期間を決定する必要があると述べた。同代表は、COP 17後、可能な限り早期に適応委員会の運用を開始するよう求め、適切な資源を求めた。さらにG-77/中国は、COP 17での審議にかけるべく、資金に関する決定書草案および技術移転に関する決定書草案の2つを提起したと指摘した。

コンゴ民主共和国はアフリカグループの立場で発言し、適応に関する包括的成果がダーバン会合の成果の中心になると強調し、特にアフリカ発展のビジョンに向けイニシアティブの方向性をきるべきだと述べた。資金に関し、同代表は、常任委員会の運用開始がダーバン会合で達成可能な重要成果だと強調し、アフリカグループは長期的資金源に関する決定書草案を提出したと報告した。アフリカグループは、途上国が先進国以上に野心的な緩和行動を約束したとする「確かな情報」に注目し、このことと、危険な気候変動回避に向けリーダーシップを発揮すると先進国の約束とを合致させるのは困難だと述べた。

EUは、MRVに関する議論や新しい市場メカニズムに関する議論など、緩和について一層踏み込んだ議論をするよう求め、包括的で参加性があり法的拘束力のある枠組みの必要性を強調した。同代表は、京都議定書の第2約束期間について検討する意思を表明し、AWG-LCAの成果の法的形式に関する議論の進展が極めて重要であると指摘した。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、ダーバン会合でのバランスのとれた成果の要素として、次の問題の進展などを強調した：先進国および途上国両方の主要経済国による緩和と努力；グリーン気候基金の設立；CTCNの形成；REDD+；国別報告書、隔年報告書およびそれらの更新に関するガイドラインの向上；IARおよびICAの運用開始。



ガンビアはLDCsの立場で発言し、適応、資金、キャパシティビルディングなどの主要問題での進展と結論を求めた。グレナダはAOSISの立場で発言し、次の優先課題などを指摘した：緩和約束の野心レベルの向上；長期世界目標のレビューに関する規則の承認；グリーン気候基金、適応委員会、TECの構造構築。

ニカラグアはALBAの立場で発言し、UNFCCC プロセスへの市民社会の参加は透明性を高める方法として関連性があると強調した。パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、REDD+資金の議論の展開が遅いとして懸念を表明し、コペンハーゲンやカンクンで先進国は資金約束を行ったが、REDD+の第1フェーズおよび第2フェーズでの資金供与は不適切なままであると指摘した。インドは、締約国の提出文書を交渉の最も重要な基礎として扱うよう求めた。同代表は、持続可能な開発への公平なアクセスおよび附属書I諸国の排出量ピーク時期について、実質的な定義付け作業を行う必要があると指摘した。

パナマは、次回の会合期間外会合を主催する正式提案の提出準備を進めていると指摘し、資金援助を求めた。

Pan African Climate Justice AllianceはENGOSの立場で発言し、先進国と途上国との「線引きをぼかそう (to blur the lines)」とし、条約の下での緩和に関する新しい体制に向け「船を飛び移ろう (jump ship)」とする先進国の努力に懸念を表明した。

ICLEI 6 Local Governments for Sustainabilityは地方政府及び自治体の立場で発言し、気候の影響を受ける特定のインフラや地点に焦点を当てる単独の特定目的のものから、全体のリスクや開発の状況、地方の実績により強く注目するものへと、適応をシフトさせ、都市の耐性を確保するよう求めた。

有機農業運動国際連盟 (International Federation of Organic Agriculture Movements) は農業従事者NGOsの立場で発言し、食糧安全保障の課題に対処し、農業従事者が気候変動の影響に対応できるようにする、農業部門の適応を強調した。

締約国は会議報告書 (FCCC/AWGLCA/ 2011/L.2)を採択した。AWG-LCA議長のReifsnnyderは、締約国の職業意識とたたえ、会合での進展を祝した。同議長は、午後9時1分、AWG-LCAを停止した。

### ボン気候変動会議の簡略な分析

一部の締約国は望みのものを手にしているが、他の国々は実現不可能なものを求めていて、それぞれが違う未来像を思い描いているとしたら、どのようにマルチトラックの交渉プロセスを前進させられるのか？これは6カ月後の南アフリカ・ダーバンの国連気候変動会議までの道筋を協議しようと試みたボン会議参加者が直面した難題である。もしもダーバンで成功を望むとしたら、あたかもトロイ戦争を終え、イタケーへ帰還するまでの長旅で幾多の危険に直面したオデュッセウスのごとく、各国政府はそれぞれ危険と隣り合わせになって航海を進めていかねばならない。

この簡略な分析では、2010年末のカンクン合意からダーバンの道筋において、補助機関での議題への影響、京都議定書の第2約束期間に関しては数値目標を記載しないという数か国の意思表明、そして危険な気候変動の防止に必要な排出削減量と附表上の緩和誓約とのギャップの問題などの、ボン会議での進捗を評価する。

### 目的地へ向かっているのか？

オデュッセウスがサイクロプス（一つ目巨人）の追手を逃れ、イタケーを目前にして、ようやく無事に帰還できると思ったとき、オデュッセウスの部下たちはアイオロスの風の贈り物を開け、そこから巻き起こった嵐のせいで、船はこれまで来たところに引き戻されてしまった。同様に、4月のバンコクで議題論争を逃れてボンで新たな交渉が再開すると思った参加者は、今回の補助機関会合ですぐに新しい障害に直面した。

UNFCCCの下での長期的協力行動に関する特別作業部会(AWG-LCA)の議題に関連して、バンコク会合の中心課題のひとつが、カンクンの議題採択に反対したボリビアに配慮しながらも、カンクン合意の要素をどのように推進させるかという点だった。カンクン後に初めて行われた補助機関会合でも同じハードルにぶつかった。多くの拍手喝采を得たカンクン合意は、今後の方針についてのマンデートは明瞭とは言い難いものであった。例えば、測定・報告・検証(MRV)に関する枠組みについて、実施に関する補助機関(SBI)で技術的な作業を行うことを多くの国々が支持したが、一部の途上国がカンクン合意はそれらの業務をSBIに委託すると明記していないと反対した。対応措置の実施の影響に関するフォーラムについては、SBIと科学的・技術的助言に関する補助機関(SBSTA)の両議長がそのタイトルに係らずフォーラムを実施する権限があると決断するまで、主題と構成に関してカンクン合意のマンデートがいかなる意味をもつかという点で意見対立が続いた。

議題問題はバンコクで解決したので、ボンではすぐにAWGの作業を開始することができた。しかし、AWG-LCAはカンクン合意の制度化と懸案事項の進展という重圧の下で不平不満が噴出した。先進国と途上国の緩和のいくつかの問題は、全員が満足する方法で問題の順序を整理しようとしたことや、テキストの一部の技術的な作業は他の部分の作業次第との条件をつけたため、相変わらず遅々として進まなかった。

いくぶん進展がみられた技術メカニズム問題でも、他の問題よりも先行との印象があると、他の全てが完全に停止状態になる懸念も一部から出された。

オデュッセウスが航海のあいだ乗組員を団結させようとしたように、ボンの参加者は、ある問題の議論が別の問題の成果を予断することのないよう、作業の進行が不均等にならないようにしていた。ダーバンまでの期間の難題は、横並びの4つの会議体の内外での作業の進め方であり、セイレーンの歌声に惑わされて堂々めぐりの議論に陥らないようにすることである。ある政府代表の言葉の通り、「利己主義の誘惑に打ち勝たなければならない」のである。

### スキュラとカリュブデイスの板挟み

UNFCCCの交渉は、2つの補助機関、2つのAWG、締約国会議(COP)そして京都議定書の締約国会合(COP/MOP)を含み、ギリシア神話の6頭の怪物スキュラとよく似ている。同様に、様々なUNFCCCの機関の内部で、過去の合意文書や共通のマンデートを土台に将来の共有ビジョンを見つけようと奮闘する締約国は、果たして怪物スキュラと大渦巻カリュブデイスの狭間で危機を回避できるのか、あるいは逆の方向へ進むとする締約国の綱引きによってUNFCCCは引き裂かれてしまうのか？

ほとんどの先進国が京都議定書の第2約束期間はすべての主要排出国が参加する法的拘束力ある枠組みの構築次第であるとの条件を設定する中で、緩和という重大問題において特にそれが顕著な傾向にあり、慎重な舵取りが求められる。第1約束期間が2012年末に失効することを考慮すると、第2約束期間についての合意がなければ議定書は、現存するが実質上効力を無くすことになり、ダーバンは京都議定書にとって重要なマイルストーンになる。一方で、第2約束期間が採択されれば、第1約束期間よりも、かなり効力が弱まることになると思われる。日本、カナダ、ロシアは、第2約束期間の約束は行わないと宣言した。この集団離脱によって、途上国はこれらの国々は第2約束期間のルールづくりの議論にも参加すべきではないと主張した。

全体的にみて、京都議定書の未来に対する期待値は低く、EUや、ノルウェー、スイス、アイスランド等のいわゆる京都派 (Kyotino) の国々が行うかもしれない約束が意味あるものになるか、それともダーバンで議定書を葬り去る方がいいのかと思案する国もあった。多くの途上国は先進国の法的拘束力を有する緩和と途上国の自主的な緩和とを切り離す法的な「ファイヤーウォール」が重要だと強く主張した。米国が主導するボトムアップ型の「プレッジ&レビュー」の台頭を心配する国は、期待する「移行期」の間に議定書によって構築されるトップダウン型の法的体制を維持する価値もあると見ている。「現段階では」ある京都推進派は「我々が過去14年間で築いてきたルールに基づく制度・組織を守ることであり」と述べた。

縮減した形式であっても京都議定書の継続を望む者たちが直面する課題は、2つの基本的な条件を満たすために論議を進展させることである。第1に、ダーバンでは、政治的決定がなされる技術的なルールでの進展がなければならない。第2に、並行して、AWG-LCAの下で、カンクン合意の運用とすべての主要排出国が参加する法的拘束力を有する枠組みに向けて、多くの附属書I国が提示した条件を満足させる方策の両方の進展が必要である。しかし、多くの参加者は「10年以内に法的拘束力を有する合意」を得たいとする最近の米国の記者発表について言及し、この声明は第2約束期間に対して「関心はあるが熱心でない」国々に安心を与えるのかと疑問視した。

あるベテランのオブザーバーは、カンクン合意の運用に対して米国が見せた熱意を強調し、「米国にとって、自分たちが望むプレッジ&レビューの制度を得た今、さらに先を行かなければならないというインセンティブはほとんど無い」と指摘する。また、米国の国内制度が直面している課題について、「今の米国政治の実情は、政権与党が議会少数派という中で選挙戦に突入するオバマ政権が、強いコミットメントを望んでもできない」と指摘した。同時に、多くの主要途上国において、国内法を通じて国内制度確立への大きなうねりがある一方、それらの活動を国際的に登録することには後ろ向きという姿勢が続いている。残る課題は、スキュラとカリュプディスの間をいかに上手く通り抜け、AWG-LCAの下で国際法として拘束力のある枠組み構築のための意味のある方策と、それらの方策をルールに基づく制度として維持していく方法を決定することである。

### カリュプソーの回避

AWG-KPとAWG-LCAという2つのプロセスの下で、締約国は、第2約束期間について合意し、包括的な国際合意に向けて確実な方策を講じることができるのだろうか？ 現時点では、ボンにおいて緩和と法的問題の実質的な進捗がなかったことを考えると、これは大いに疑問と思われる。



一方、カンクン合意を受けて、技術メカニズムや適応委員会、グリーン気候基金、資金に関する常設委員会などの設立に向けたUNFCCCの制度枠組みは従来よりも強化されており、技術メカニズムや適応枠組みでは進展がみられたと多くの締約国が感じている。MRVに関する新たなプロセスとグリーン気候基金の詳細に関する合意とともに、これらの制度を稼働させることが、ダーバンの明確なゴールであることは明白である。また、締約国がコースから外れない限り、こうしたゴールに到達可能と多くの国が感じている。そこで問題になるのは、オデュッセウスが経験した「後戻り」を避けて、締約国がダーバンで成功できるかということである。ホメロスによれば、オデュッセウスは7年間カリュプソに捕われ、帰還が遅れた。各国の政府には政治的、経済的に難しい妥協が求められるが、7年どころか、1年でも気候変動交渉が囚われの状態になることは許されない。多くのオブザーバーの意見はその点では一致している。28年間の苦難の旅路では度重なる試練を受けたものの、最終的にオデュッセウスは故郷イタケーに帰り着くことができた。UNFCCCは来年、条約採択20周年を迎えるが、その将来は締約国がダーバンまでの道筋で待ち受ける危機をいかに乗り越えられるかという点にかかっている。

#### 今後の会議日程

ジオエンジニアリングに関するIPCC WGI、WGII、WGIII合同専門家会合:

IPCCはAR5のWGIの数章で、ジオエンジニアリングの物理科学的根拠について取り上げる。WGIIではジオエンジニアリングの人体および自然系への影響や副作用、緩和費用への意味合いなどを考慮し、WGIIIでは適切なガバナンス機構のためのオプション評価を含め、人為起源の気候変動への対応措置のポートフォリオにおけるジオエンジニアリングの役割を定義し、ジオエンジニアリングの各種提案について検討する。

開催日: 2011年6月20-22日 開催地: ペルー・リマ 連絡先: IPCC 第III作業部会 技術支援ユニットTEL: +49-331-288-2472 FAX: +49-331-288-2640 email: act@ipcc-wg3.de

www: <http://www.ipcc-wg3.de/meetings/expert-meetings-および-workshops/em-geoengineering>

第6回アジア クリーンエネルギーフォーラム 2011: 新たなビジネスモデルと政策動因-低炭素未来の構築: アジア開発銀行(ADB)、米国国際開発庁および世界資源機関(WRI)主催のフォーラムは、クリーンエネルギーの政策・規制、投融資、革新的ビジネスモデルやエネルギーアクセス等のベストプラクティスの推進をめざす。パラレル分科会では、アジア環太平洋におけるクリーンエネルギーの大規模な開発・普及の障害を打破するための革新的かつ創造的な手法について議論する場を提供。開催日: 2011年6月20-24日 開催地: フィリピン・マニラADB本部 連絡先: ADB Aiming Zhou、TEL: +632-632-4444 FAX: +632-636-2444 email: azhou@adb.org www: <http://beta.adb.org/news/event/6th-asia-clean-energy-forum-2011>

ウィーンエネルギー会議 2011:

“Energy for All: Time for Action” をテーマに掲げ、国連工業開発機関(UNIDO)主催で行われる。中心テーマは、エネルギーアクセスに関する共通理解についての合意; 近代的なエネルギーサービスに対する共通アクセス、ならびに2030年までにエネルギー原単位40%削減を確保するための戦略合意; これらの目標をサ



Earth Negotiations Bulletin  
Bonn Climate Change Talks  
<http://www.iisd.ca/climate/sb34/>



財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

ポートする指標的な目標と政策の特定; および エネルギーアクセスおよびエネルギー効率に関する国別および地域別の主要な行動の優先順位づけなど。開催日: 2011年6月21-23日 開催地: オーストリア・ウィーン 連絡先: UNIDO事務局 email: [info@viennaenergyforum.org](mailto:info@viennaenergyforum.org) www: <http://www.unido.org/index.php?id=1001185>

オスロ REDD+ エクスチェンジ 2011:

ノルウェー国際気候・森林イニシアティブおよびノルウェー開発協力庁主催で行われるワークショップ。セーフガードやREDD+に焦点をあて、現場の意見交換を重視する。開催日: 2011年6月23-24日 開催地: ノルウェー・オスロ 連絡先: Knut Lakså, Senior Adviser email: [knut.laksa@norad.no](mailto:knut.laksa@norad.no) www: <http://www.osloreddexchange.org/>

経済分析・原価計算・倫理に関するIPCC WGII・WGIII合同専門家会合:

このIPCC専門家会合で取り上げるトピックは以下の通り: 基準の特定と比較; 測定リスクと情報評価; 技術変革; 経済プロセスとしての適応; 統合評価; 行動学的側面; 世代間の正義と費用; 不確実性の下での意思決定の経済的、倫理的影響; 社会的費用便益分析; および次善の環境で最適な炭素価格など。開催日: 2011年6月23-25日 開催地: ペルー・リマ 連絡先: IPCC WGII 技術支援ユニット TEL: +1-650-462-1047 ext. 229 FAX: +1-650-462-5968 email: [tsu@ipcc-wg2.gov](mailto:tsu@ipcc-wg2.gov) www: <http://www.ipcc-wg2.gov/meetings/EMs/index.html#5>

CIFパートナーシップフォーラム 2011:

気候投資基金(CIF) パートナーシップフォーラム2011は、予定が変更され、南アフリカ・ケープタウンで開催されることとなった。政府や市民社会、先住民、民間部門など、すべてのステークホルダーに対して、CIFの文脈における気候変動および開発についてのグローバルな理解促進の機会を提供。これに先立って6月20-23日のパイロット国会合を含む一連の関連会合が行われる。開催日: 2011年6月24-25日 開催地: 南アフリカ・ケープタウン 連絡先: CIF管理ユニット TEL: +1-202-458-1801 email: [CIFAdminUnit@worldbank.org](mailto:CIFAdminUnit@worldbank.org) www:

[http://www.climateinvestmentfunds.org/cif/partnership\\_forum\\_2011\\_home](http://www.climateinvestmentfunds.org/cif/partnership_forum_2011_home)

命のため、未来のために: 生物圏リザーブと気候変動:

国連教育科学文化機関(UNESCO)の人間と生物圏(MAB)計画40周年を記念して、ユネスコ-MAB、ドイツ連邦環境省、ドイツ連邦自然保護庁およびドイツUNESCO委員会の主催で行われ、気候や自然保護の双方を担当する閣僚数名を含む世界の政治家、科学者、行政官、実務者が集まるハイレベルな会議。この会議で、世界100ヶ国以上に存在するユネスコ生物圏560カ所強が気候変動の緩和と適応にどのように貢献するか紹介する。開催日: 2011年6月27-28日 開催地: ドイツ・ドレスデン

www: <http://www.mab40-conference.org/index.php?id=home0>



Earth Negotiations Bulletin  
Bonn Climate Change Talks  
<http://www.iisd.ca/climate/sb34/>



財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

### 第3回アフリカ・カーボンフォーラム:

アフリカ・カーボンフォーラムは、アフリカにおける炭素投資のための知識共有の場を提供する展示会で、第3回フォーラムでは 指定国家機関 (DNA) や各国のフォーカルポイント、国連機関や政府、民間部門の代表者を一堂に会し、投資家やバイヤー等の関係者に向けて有力なCDMプロジェクトを紹介する取引促進の仲介を果たすセッションも設けられる。開催日: 2011年7月4-6日 開催地: モロッコ・マラケシュ 連絡先: Miriam Hinostroza email: [acf@risoe.dtu.dk](mailto:acf@risoe.dtu.dk) www: <http://africacarbonforum.com/2011/english/index.htm>

### CGRFA気候変動に関する特別イベント:

食料農業遺伝資源委員会 (CGRFA) 第13回定期会合(開催日: 2011年7月18-23日)に先行して行われる特別イベント。開催日: 2011年7月16日 開催地: イタリア・ローマ 連絡先: Ms. Eva Hain、CGRFA 事務局 FAX: +39-6-57055246 email: [Eva.Hain@fao.org](mailto:Eva.Hain@fao.org) www: [http://www.fao.org/fileadmin/templates/nr/documents/CGRFA/EN\\_DaftAgenda\\_CC\\_Final.pdf](http://www.fao.org/fileadmin/templates/nr/documents/CGRFA/EN_DaftAgenda_CC_Final.pdf)

### UNFCCC AWG-KP 16 および AWG-LCA 14再開会合:

第14回AWG-LCA および第16回AWG-KP再開会合は9月下旬~10月初旬に開催予定。開催日: 未定 開催地: 未定 連絡先: UNFCCC事務局 TEL: +49-228-815-1000 FAX: +49-228-815-1999 email: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int) www: <http://www.unfccc.int>

### ジョン・チンダル カンファレンス2011:

アイルランド王立協会とアイルランド環境保護庁が様々な大気ガスによる赤外線放射の吸収を解明したジョン・チンダルの画期的な研究成果発表150周年を記念して開催。温暖化係数や放射活性物質を比較評価する各種基準などのトピックを取り上げる。開催日: 2011年9月28-30日。開催地: アイルランド・ダブリン 連絡先: イベント担当Clara Clark TEL: +353-1-2898533 email: [clara@claraclark.ie](mailto:clara@claraclark.ie) www: [www.tyndallconference2011.org](http://www.tyndallconference2011.org)

### 気候変動: われわれの未来の福祉をいかに守るべきか: 健康と安全保障の視点:

気候変動をめぐる諸問題の理解とソリューション特定と健康および安全保障への意味合いを探るべく開催されるハイレベルブリーフィング。気候変動が健康面に及ぼす影響や安全保障面の意味合い等について軍幹部や医療関係の専門家が概要を伝える。企業関係者の参加が望まれる。チャタムハウス、気候衛生協会、欧州気候基金、生物学学会、ロンドン大学衛生熱帯医学校、健康環境連合など国際的な団体との共催。開催日: 10月17日 開催地: 英国・ロンドン 連絡先: Geetha Balasubramaniam TEL: +44-20-7383-6396 email: [climatechange@bmj.com](mailto:climatechange@bmj.com) www: <http://climatechange.bmj.com>



Earth Negotiations Bulletin  
Bonn Climate Change Talks  
<http://www.iisd.ca/climate/sb34/>



財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

WRCP - Climate Research in Service to Society:

世界気候研究計画(WCRP)とWMOの後援で“Climate Research in Service to Society”(社会に利用される気候研究)を標題とするオープンサイエンス・カンファレンス(OSC)。あらゆる宇宙空間とすべての時間尺について地球の気候システムの可変性と変化の理解及び予測を推進するための主要な科学的課題と機会を特定する。開催日:2011年10月24-28日。開催地:米国コロラド州デンバー 連絡先:WCRP合同企画スタッフ TEL:+41-22-730-8111 FAX:+41-22-730-8036 email:wcrp@wmo.intwww:  
<http://conference2011.wcrp-climate.org/>

IPCC WGI・WGII合同会合:

本会合でSREX政策決定者向けサマリー(SPM)の承認および基礎的な文書の受諾が行われる予定。開催日:2011年11月14-17日。開催地:東アフリカ(未定) 連絡先:IPCC事務局 TEL:+41-22-730-8208 FAX:+41-22-730-8025 email:IPCC-Sec@wmo.int www:<http://www.ipcc.ch/>

IPCC第34回総会:IPCC第34回総会では、直前に開催されるIPCC WG I・II合同会合で承認を受ける予定となっているSREX報告書について検討。また、IPCCのレビューについて検討を続ける。開催日:2011年11月18-19日 開催地:未定 連絡先:IPCC事務局 TEL:+41-22-730-8208 FAX:+41-22-730-8025 email:IPCC-Sec@wmo.int www:<http://www.ipcc.ch/>

世界遺産都市機構第11回世界会議:世界遺産都市と気候変動:

世界遺産都市機構(OHWC)第11回世界会議のテーマは“世界遺産都市と気候変動”。世界遺産都市と気候変動ならびに政策や行動への転換に関する最新知識の交換や対話のプラットフォームを提供することをめざす。歴史都市で講じる適応・緩和措置に関するセッション、会議のテーマに関するケーススタディを目玉とするポスターセッションや、気鋭のジャーナリストらが遺産と気候変動との関連性について意見を披露するアクティビティも行われる。開催日:2011年11月22-25日 開催地:ポルトガル・シントラ 連絡先:ユネスコKerstin Manz、TEL:+33-(0)1-4568-1202 email:k.manz@unesco.org www:  
<http://whc.unesco.org/en/events/739>

UNFCCC COP 17および COP/MOP 7:

第17回UNFCCC締約国会議(COP 17)および第7回京都議定書締約国会合(MOP 7)が南アフリカ・ダーバンで行われる。開催日:2011年11月28日-12月9日 開催地:南アフリカ・ダーバン 連絡先:UNFCCC事務局 TEL:+49-228-815-1000 FAX:+49-228-815-1999 email:[secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int) www:<http://unfccc.int/> および <http://www.cop17durban.com>

## 用語集

AAU	割当量単位
ALBA	米州ボリバル同盟
AOSIS	小島嶼国連合
AWG-KP	京都議定書の下での附属書 I 締約国のさらなる約束に関する特別作業部会
AWG-LCA	条約の下での長期的協力行動に関する特別作業部会
CBD	生物多様性条約
CDM	クリーン開発メカニズム
CGE	専門家諮問グループ
COP	締約国会議
COP/MOP	京都議定書締約国会合
CTCN	気候技術センター・ネットワーク
GEF	地球環境ファシリティ
GHG	温室効果ガス
GWP	地球温暖化係数
EIG	環境十全性グループ
ENGO	環境 NGO
IAR	国際評価および点検
ICA	国際協議および分析
ICAO	国際民間航空機関
IMO	国際海事機関
IPCC	気候変動に関する政府間パネル
LDCs	後発開発途上国
LEG	後発開発途上国 (LDCs) に関する専門家グループ
LULUCF	土地利用・土地利用変化・林業
MRV	測定・報告・検証
NWP	気候変動の影響・脆弱性・適応に関するナイロビ作業計画
NAMA	各国ごとに適切な緩和行動
NAPA	国家適応行動計画
REDD	途上国における森林減少および森林劣化による排出量の削減
REDD+	途上国における森林減少および森林劣化による排出量削減および保全の役割、 途上国における持続可能な森林管理、森林での炭素貯留量の強化
SB	補助機関
SBI	実施に関する補助機関





Earth Negotiations Bulletin  
 Bonn Climate Change Talks  
<http://www.iisd.ca/climate/sb34/>



財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
 Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

SBSTA	科学的・技術的助言に関する補助機関
TEC	技術執行委員会
TNAs	技術ニーズ評価
UNCCD	国連砂漠化対処条約
UNFCCC	国連気候変動枠組条約

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Aaron Leopold and Anna Schulze. The Editors are Robynne Boyd and Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2011 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI) and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Specific funding for the coverage of this workshop has been provided by the UNFCCC Secretariat. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., #11D, New York, NY 10022, USA. 代表団の友